平成１７年６月６日（月曜日）第２回定例会

○出席議員（２０名）

1番	新宮征一議員	2番	佐藤毅議員
3番	鴨田俊・議員	4番	楳津博士議員
5番	木村寿太郎議員	6番	松田孝議員
7番	猪倉謙太郎議員	8番	石川忠義議員
9番	鈴木賢也議員	１０番	荒木春吉議員
１１番	柏倉信一議員	１２番	髙橋勝文議員
１３番	髙橋秀治議員	１４番	佐藤良一議員
１５番	佐藤暘子議員	１６番	川越孝男議員
１７番	内藤明議員	１８番	那須稔議員
２０番	遠藤聖作議員	２１番	伊藤忠男議員

○欠席議員（1名）

１９番　佐竹敬一議員

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤誠六	市長	荒木恒助	助役
安孫子勝一	収入役	大谷昭男	教育委員長
奥山幸助	選挙管理委員会委員長	武田浩	農業委員会会長
那須義行	庶務課長	鹿間康	企画調整課長
菅野英行	行財政改革推進課長	秋場元	財政課長
三瓶正博	税務課長	真木憲一	市民課長
有川洋一	生活環境課長	浦山邦憲	土木課長
柏倉隆夫	都市計画課長	犬飼一好	花・緑・せせらぎ推進課長
佐藤昭	下水道課長	木村正之	農林課長
兼子善男	商工観光課長	尾形清一	地域振興課長
石川忠則	健康福祉課長	鈴木英雄	会計課長
荒川貴久	水道事業所長	兼子良一	病院事務長
芳賀友幸	教育長	熊谷英昭	管理課長
菊地宏哉	学校教育課長	布施崇一	社会教育課長
石山忠	社会体育課長	鈴木一徳	選挙管理委員会事務局長
安孫子雅美	監査委員	宇野健雄	監査委員事務局長
清野健	農業委員会事務局長		

○事務局職員出席者

片桐久志	事務局長	安食俊博	局長補佐
月光龍弘	庶務主査	大沼秀彦	調査係長

議事日程第３号　　　　　　　　　　第２回定例会
平成１７年６月６日（月）　　　　　午前９時３０分開議

再　　開

日程第　１　一般質問

散　　会

本日の会議に付した事件

議事日程第３号に同じ

再　　　　　　　開　　午前９時３０分

○新宮征一議長　おはようございます。

　ただいまから本会議を再開いたします。

　本日の欠席通告議員は、佐竹敬一議員であります。

　出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

　本日の会議は、議事日程第３号によって進めてまいります。

一　般　質　問

○新宮征一議長　日程第１、６月３日に引き続き一般質問を行います。

一般質問通告書

平成１７年6月６日（月）　（第２回定例会）

番号	質　問　事　項	要　　　旨	質　問　者	答　弁　者
8 9	観光行政について 駅前中心市街地整備について	①広域観光の現況と将来について ②本市の今後の観光振興について 今後の活性化対策について	５番 木 村 寿 太 郎	市　長 市　長
１０ １１	分権時代におるまちづくりについて 教育行政について	第５次振興計画策定の諸課題について 地方自治の本旨について義務教育ではどのように指導されているのか	16番 川　越　孝　男	市　長 教育委員長
１２	行財政改革について	行財政改革の基本理念と目標について	20番 遠　藤　聖　作	市　長

木村寿太郎議員の質問

〇新宮征一議長　通告番号８番、９番について、５番木村寿太郎議員。

〔５番　木村寿太郎議員　登壇〕

○木村寿太郎議員　おはようございます。

私は緑政会の一員として、通告番号８番、９番についてお伺いいたします。

議員になりまだ日も浅く、大変緊張しており、失礼がありましたら御寛容のほどをお願いいたします。

私も、サービス業をやって、いつの間にか30年近くにもなりましたが、そんな立場から観光行政についてお伺いいたします。

今までは、観光イコール遊びという感覚が非常に強かったわけですが、今や観光はまちづくりの大きな柱であり、経済効果や雇用効果も十分見込まれることは、皆さんも御承知のとおりでございます。そんな観点から、まず山形県の資料をちょっと調査してみました。

それによりますと、県の観光客数調査は、昭和38年から始まり、当時 1,385万人だった観光客が昭和56年には 3,000万人を超え、平成４年のべにばな国体、山形新幹線の開業や山形名古屋便の就航により大きく飛躍し、平成６年度の 4,086万人をピークに少しずつではありますが減少傾向にあります。

やはり、景気の低迷や観光に対する価値観の違い、いわゆる個人、小グループ化への移行や、本物志向になり大量生産、大量消費の時代ではなくなったということではないでしょうか。

やはり、今後は交通網の発達や交流拡大が盛んになり、観光客の行動力はより広域化することは確実であります。

こうした状況の中で、県では観光による経済波及効果の調査を平成14年度に初めて実施しております。その分析結果によりますと、観光客が県内の観光地で消費した金額は、県外のお客さんが 1,747億円、県内のお客さんが 1,406億円、合計で 3,153億円と試算されました。その中から、県外の旅行会社への手数料等を差し引いても約 2,690億円くらいの収益が発生し、さらに原材料の調達や観光産業で働く人たちへの給料が、家庭で使われることなどを通じて波及する額は、約 4,320億円とはじき出されております。直接効果の約 1.6倍にも当たります。あわせて税収効果も 138億円にも達しているとのことです。

この資料を見ても、今や観光はまちづくりに大いに役立っていることは明らかであります。やはり、今後広域的な観光を確立するには、県内の他の市町村との協議はもちろんのこと、組織を活用し、全国を相手にするレベルも必要不可欠ですし、まず東北や北関東、特に仙台を意識することが必要ではないかと思います。

仙台にも友人が、私も何人かおりますが、仙台市民で親子３代同居という世帯の割合は２割にも満たないそうです。言葉は悪いのですが、大部分は全国いろいろな地域から寄せ集めであり、山形へいらしたことがある方が少ないそうです。ある大企業がいろいろな業種のお客さんである仙台の支店長を集めて庄内に案内しましたら、皆さんすっかりはまってしまい、今も定期的に続いているそうです。その中間地点である本市としても、今もチェリーランドなどにはお寄りいただいているかもしれませんが、いわゆる通過地点ではなく、まずは交流人口をふやし、最終目的は、やはり滞在型観光客の確保へもっていきたいものであります。

こうした点から、首都圏の 3,000万人にビラをまくことも必要でしょうが、まずは 100万人の仙台市民を相手にすることが先ではないでしょうか。

旅行会社によりますと、最近、東京より西のお客さんは仙台空港を利用して山形に入ってくる方が非常にふえているようです。その辺の素早い対応も誘客には大切な部分であります。

他のまちと比較して申しわけございませんが、先日の新聞報道に、会津喜多方の記事が出ておりました。人口３万 7,000人の喜多方市は蔵のまちというイメージが定着し、年間 100万人の観光客が訪れます。代表的な名産は皆様御存じの喜多方ラーメンでございます。売り上げが年間約20億円、お土産のラーメンが年間約50億円に達するということです。こうなると、たかがラーメンではなくなるわけです。経済効果で判断す

ると交流人口10万人は定住人口の 1,900人ぐらいに当たるそうです。喜多方市にこの数字を当てはめると、人口が約１万 9,000人増加し、５万 6,000人になります。
　地方において人口増を見込むことが難しい状況の中で、いかに交流人口をふやすかというのも一つのテーマではないでしょうか。
　そこで、３点について市長にお伺いいたします。
　一つ目は、県で発行している観光による経済波及効果などの統計的数字を本市でも作成したことはあるのでしょうか。
　二つ目は、今後の広域観光に対する取り組みをどのようにお考えなのか。
　三つ目は、本市の観光の目玉であるポストさくらんぼ、バラに続くものは何かお考えなのか、市長の見解をお伺いいたします。
　次に、本市の観光振興についてお伺いいたします。
　私事で恐縮ですが、ここ四、五年、自分の仕事であるホテルのフロントになるべく立つようにしております。月平均 1,000人くらい、年間で約１万人前後くらいの方々と接しているわけですが、特に議員になってからは寒河江の印象を積極的に聞くように心がけておるつもりです。
　全国からお客さんがいらっしゃるわけですが、ほとんどがビジネス客で男性が８割です。先日、珍しく女性客が３人で横浜からいらっしゃって、何か月山のブナ林のトレッキングと写真撮影に来たとのことで夕方早くチェックインなさいました。ちょっと時間があるので、その辺を散策したいのでどこか教えてくださいとのことでした。早速、八幡神社を上り、寒河江公園へ、そして山岸町へおり、中央通りに抜ける美しい日本の歩きたくなるみち 500選に選ばれたことをお知らせし御紹介しました。
　まだツツジも満開ではなかったのですが、４万株という規模の大きさや、寒河江公園からの景観のすばらしさ、中央通りに来ての街路樹ハナミズキの美しさ、そしてどこの庭先にも必ずフラワーポットが複数あり、きれいに飾ってある花を愛するまちづくりに感嘆し、この感動をぜひ横浜に帰って地域の方へお知らせしたいとお帰りになりました。やはり、本市は花・緑・せせらぎをテーマに市長を先頭に市民一丸となって取り組んできた成果であり、私も一市民として心が洗われるような感動を覚えたところでございます。
　常に、問題意識を持って、今までのものを今までどおりに見るのではなく、違った視点から地域のよさを見きわめる必要性を教えられたような感じがいたします。
　さて、ちょっと話が横道にそれましたが、先ほども触れましたが、観光産業の最終目的は滞在型観光であります。本市もキャパシティーは大分出てきたわけですが、温泉があり宿泊も十分できるという知名度がまだまだ足りないような気がするのは、私だけでしょうか。それには、イメージづくりからスタートし、まず交流人口をふやすことから始めるべきだと思います。
　現在では、どちらかというと観光産業は行政主導気味のように感じますが、民間が自分のことであるとの強い意識を持って、企画立案の段階から積極的に活動を展開することが理想であり、むしろ、行政は予算面も含めアドバイザー的立場が理想と考えます。
　幸いにも、本市にも観光協会という組織があるわけですので、もっともっとＪＡ、温泉組合、料理飲食業組合、麺組合、そして名産品の製造業者など強い連携を持ち、一体となって寒河江の観光ＰＲをしていただきたいものです。生産品の販売や、時には県内外にキャンペーンに出かけるのも一つの方法かと思います。
　ＪＲと県で、デスティネーションキャンペーンということで平成12年から行ったようですが、確かに県の資料によると３割ぐらいはふえたそうです。しかし、それを余り当てにしていると観光地として磨き上げる努力を怠りがちになるというアドバイスもいただきました。
　私もサービス業に携わっているわけですが、やはり今までの経験を踏まえても、観光とサービス業というのは最後には人に行き着くのではないでしょうか。もちろん、それにかかわりを持つ方の人材育成などにも

力を入れることももちろん大切なことです。昔から、そのまちを思うと人を思い浮かべるし、また、あの人に会いたいという意識があればこそ客はまたやってくると言われます。やはり、最大のポイントは滞在型観光客の確保はもちろんですが、リピーターの確保も重要ではないかと思います。旅をする人の目線で考え、旅が持つ本来の感動を大切にすれば、リピーターは自然とふえてくると、よく教えられたものですが、言葉にすると簡単ですが実践は自分もやってみてなかなか難しいものです。常に目的や目標を頭に置いて行動したいものです。

さて、自分の持論や教わってきたようなことばかり述べてしまいましたが、市長は本市の観光振興についてどのような見解をお持ちかをお伺いしたいと思います。

次に、通告番号９番の駅前中心市街地の活性化についてお伺いいたします。

昭和63年、寒河江バイパスが完成し、さらに平成３年には山形自動車道が仙台まで開通し、寒河江インターができると寒河江バイパス沿いは年々にぎやかになり、その当時、寒河江で最も生き生きとして活気があるのはバイパス沿いであると言われました。当然、交通手段の主流が車になりスプロール化現象が見られることは予想されたわけですが、既存の商店街がだんだん寂しくなってくることは事実でした。

そんな中、平成６年４月には、当初は駅前土地区画整理事業として事務所を駅前に開設したのを記憶しております。その間12年の長きにわたり、総額 141億円余りを投じて一部を残し、寒河江の顔として見事完成したことは御案内のとおりです。そして、当時駅前開発検討委員会に強烈にインパクトを与え、今でも語りぐさになっていることがあります。それは、現在の駅舎を東側に移転し、南北の道路を平面交差にしてより以上にまちの活性化をぜひ実現したいと、市長は委員会で強く発表し、私たちメンバーも大変画期的なことと大歓迎でした。

しかし反面、そんな大事業が可能なのだろうかという不安もありました。その後、ＪＲ側と折衝しました結果、そんなことは全くの論外であり、地下道か跨線橋で結ぶというのであれば、少しは考えるが、全国どこへ行ってもそんな例は全くないという報告を受けて皆さんがっかりしたところでした。

しかし、市長の百戦錬磨の経験と本来の粘り強さで何回と折衝を重ね見事実現したわけで、駅前中心地でかかわっている方はもちろん、市民の方々も利便性、活性化に結びついていることは先刻御承知のとおりでございます。その市長の行動力と誠意に大変敬意を表しているところであります。

当初の計画より、いろいろ条件やこの経済不況下により多少の変更はありましたが、集客、人が集まってくる、活性化、人が集まることができる、定住化、人が住んでいる、そして美しい景観づくりという所期の目的はある程度達成されたのではないかと思います。

先ほども申しあげましたが、折に触れ県内外のお客様にお聞きしますと、当然この変わりようは驚くばかりで、特に新幹線の通る駅なら十分理解できるが、一ローカル線の駅としては余りの立派さにたくさんの方々より、逆にいろいろな質問を受けたり、お褒めの言葉をいただいたり、寒河江の顔として高く評価され、一人の市民としてもうれしい限りです。

さて、ハード面では十分完成しつつありますが、ソフト面では県内外のお客様の御意見なども含めて３点お伺いいたします。

一つは、完成後の交通量調査、流入人口、県内外のお客様のアンケート調査などは行ったことはあるのでしょうか。

二つ目は、現在飲食街として市街３カ所に点在しているわけですが、だんだん他地区から駅前の飲食店ゾーンに移転の傾向にありますが、駅前の飲食店は商業店舗と比較しても、一つのゾーンに固まったために大変なにぎわいを見せており、健闘していると思っております。そんな観点から、もっと飲食店のテナントビルの誘致をお考えでしょうか。

三つ目は定住人口をふやすために、アパートやマンションなどを兼ねた店舗併用住宅がまだまだ必要かと

思います。その店舗の中でも、お客さんからよく言われることは、駅前通りにはお土産を販売する店が少ないと言われます。その誘致なども含めまして、そして空き地対策なども含めて市長の答弁をお願いいたしまして、私の第１問といたします。ありがとうございました。

○新宮征一議長　佐藤市長。

〔佐藤誠六市長　登壇〕

○佐藤誠六市長　お答えいたします。

まずは、広域観光とそれから今後の観光振興策についてでございます。

社会の成熟化とともに国民の価値観は多様化しております。余暇時間の拡大と相まって人々は精神的な豊かさを求めてレジャーや余暇活動に力を入れてきておりますし、観光に対するニーズは高まってきております。一方、観光産業として見た場合、旅行業、交通産業、宿泊業それから飲食産業それから娯楽産業、土産品産業、旅行関連産業など幅広い分野を包含しましてその消費や経済的な波及、それから雇用の創出など大きな経済効果が期待できることから、その成長というのが一層期待されておると思います。

さらには、地域の自然とか歴史とか文化、産業などの素材を生かした観光振興というのは、単に地域の経済発展を促すだけではございませんで、住民が地域の魅力を再認識することで、郷土愛や誇りを育みよりよい地域づくりに貢献し、地域振興に大きく寄与するものだろうと思います。

そこで、観光の果たす具体的経済効果についてでございますが、移動する観光客数の把握の難しさのみならず、食や土産や宿泊、そしてその他のサービスまで関連する項目が多岐にわたるわけでございますので、算出は非常に難しいものでございまして、多くのデータ収集と費用を要するものだろうと、このように思っております。

県では、平成14年度に観光の経済効果を推計する調査事業を、財団法人日本交通公社に委託を行って実施しております。この分析結果によりますと、観光客が県内の観光で消費した額は3，153億円と試算されております。そのうち 2,690億円が県内に残り、県経済に直接的な効果を及ぼしております。さらに、原材料の調達や、観光産業で働く人たちの給料が家庭で使われることなどを通じまして波及する額は 4,320億円と、直接効果の 1.6倍にも拡大しておりまして、雇用効果も５万 1,000人に及んでいると出ております。

これらの経済効果から見まして、産業としての観光は県の主要産業といえる経済的規模に達してきておるだろうと思います。本県の産業の発展に大きく貢献している実態が読み取れるわけでございます。

本市におきましても、観光の経済効果の把握は必要であるとして、平成16年度から研究を行ってきておりますが、全国的な事例を参照しまして、できるだけ効果的な方法での推計分析の手法について検討中であります。なお、国内には、全国統一基準での観光統計がないのでございまして、地域間の比較ができないことなどから全国市長会を通じて、国に対して必要な観光統計の整備を要望する動きがあるわけでございます。

それから、広域観光についての取り組みのことでございますが、高速交通網の発達で、観光における行動範囲が拡大し、広域的な対応がより以上必要となってきております。そのため、観光地や各地域が持つところの資源というものを生かした観光コースづくりと連携に努め、地域全体での特色ある観光の展開を図っていく必要があろうかと思います。また、同時に広域観光への取り組みは観光客の誘致面においても、より広範なエリアからの集客が可能になるというメリットも生じてくるわけでございます。

そんなことで本市といたしましては、高速交通時代にいち早く対応し、チェリーランド建設やチェリークア・パークの整備に取り組んでまいったところでございます。昨年からは寒河江サービスエリア・インターチェンジ、いわゆるスマートインターチェンジが社会実験として新たに開設され、本市へのアクセスがさらに便利なものになってきております。

本市では、広域的取り組みとして雛のみち事業の立ち上げ、ＪＲ左沢線におけるＳＬ運行支援事業、西村山の秋まつりＰＲ事業、月山さくらんぼ街道事業などを展開しており、さらに本市が開催しておりますところの花咲かフェアＩＮさがえは全国から大勢の観光客を集め、県全体への広域観光のルートを広げておると、このように思います。本市は、西村山地方のかなめとして、また山形県における交通の要衝に位置する立地条件を生かし、特色ある観光資源にさらに磨きをかけ、広域観光の拠点としての役割を果たすべく、

これからもなお一層振興事業に取り組んでまいりたいと思っております。
それにしましても、最も大切なことはネットワークの構築であると考えております。当然のことながら、ネットワークを担うのはそれに携わる人でございます。観光では見る、聞く、食べる、買う、乗る、寝る、話すなどなど多くの関係者が生じるわけです。帰るときにこれらの人の顔を思い浮かべながら「ああここはよかった、また来たい、連れて来たい、人に紹介したい」とこのようにならなければならないと思っております。まずは、市内の観光ネットワークを強化し市民一人一人が寒河江の観光の主役であるというホスピタリティー、いわゆるおもてなし精神の涵養が重要であると考えております。
次に、さくらんぼ、バラに続くというものについてのお尋ねもございました。
本市は日本一のさくらんぼの里として、また近年ではバラを初めとする花のある美しいまちとして全国に知られ、観光面においても大きな役割を果たしておると思います。さくらんぼ、バラに続くものといたしましては、本市にはすばらしい観光資源がたくさんあると思います。千年以上の歴史を誇る慈恩寺はまさに文化財の宝庫であり、全国的にもその価値はすばらしいものでございます。神輿もまた寒河江の顔になってきております。市民パワーの象徴として、勢いを示すものでございます。
温泉にしましても、 100%源泉利用でかけ流しの寒河江の温泉は本物志向が高まる中、天然温泉として人気を博するものでございます。また、寒河江の歴史と文化が息づき、さらに整備の進む街中を活用する街中観光も大いに期待されるものだと思っております。さらには、先ほどもお話がございました日本の歩きたくなるみち 500選に選ばれた寒河江公園及び二の堰親水公園を歩くコースに代表されるところの、花・せせらぎを織り込んだ寒河江の美しい風景も全国に誇り得るものでございます。
観光面においては、一つ一つの観光資源のよしあしはさることながら、地域全体の取り組みが高く評価される時代になってきております。これまでのまちづくりの成果を生かしながら、さくらんぼ、バラに加えまして、今申しあげました慈恩寺とか神輿とか温泉、そして自然景観などの活用を図ってまいりたいと、このように思っております。
本市の観光についての見解を聞かれたわけでございますが、本市においては観光の振興というものは市政の重要議題であるとして第４次振興計画の中にも、広域滞在型観光拠点の整備として五つの重点項目というものを掲げ、その実現に鋭意努力を重ねておりますが、その中において最も大切なことは、地域の特性や文化を生かしながら、情報発信、観光のネットワーク化、そしてルート化による観光客誘致促進ということと、回遊性の向上であると考えております。
さらに観光を産業として見た場合、観光消費支出額を大きくして経済的効果を波及させていくためには、市内観光資源のルート化はもちろんのこと、宿泊施設の充実によって滞留時間も長くしていくことが最も重要となってまいります。同時に、観光における宿泊地は地域イメージを大きくアピールすることにもつながるわけでございます。
本年度におきましては、本市のすぐれた観光資源であります花咲かフェアやさくらんぼを代表とするところの周年観光農業、慈恩寺、温泉、自然景観などを生かしながら市政運営方針でも申しあげましたが、経済効果を高めるべく関係団体との連携を強化し、観光のルート化や周遊性の向上に努めるとともに、四季を通じての祭り、イベントの開催充実対策を努めてまいりたいと、このように思っております。
これから、観光分野におきましてもますます地域間競争が激化してまいります。いい地域づくりはいい観光地づくりでございます。「訪れてみたい」から「滞在してみたい」、そして「住んでみたい」につながるものと確信しておりますので、これからも関係各位の御尽力と御協力をお願いしたいと、このように思っております。
次に、駅前中心市街地の整備に関連したところの商店街の活性化のことのお尋ねにお答え申しあげます。
御案内のように駅前中心市街地整備につきましては、後世に誇れる本市の顔として美しい町並み景観に配

慮した都市施設の整備や、商業施設の再編成によりまして、潤いとにぎわいのある歩いて楽しい中心市街地の形成を図るため、地元と一体となり事業を進めてまいったところでございます。計画された事業は御案内のようにほぼ完了し、残る事業としましては、昨年度完了を計画しておりましたみどり・せせらぎ公園について、県施行の沼川の護岸工事との施工関係から、今年度に繰り越しをして、現在鋭意進めているところであり、７月末までには完了する予定になっております。

これらの公園が完了した後、最後の事務事業となります換地処分、それから清算金の徴収、交付、そして区画整理登記事務を行いまして、今年度の秋までには完了してまいりたいと考えております。ここに至るまでには、ひとえに地権者を初め関係各位の皆様の御理解と御協力によるものと思っております。

ハード面の整備は間もなく完了することになるわけでございますが、駅前中心市街地整備事業は終わりではなく、そこに住む方々にとっては快適な居住空間として、市民の方にとっては気軽にショッピングや散策が楽しめる空間として、本市を訪れる人々にとっては、本市の玄関口として、にぎわいや楽しみのある多目的なまちづくりに引き続き努力してまいりたいと思っております。

このためには、行政はもちろんでございますが、地域に住む方々、商店街の方々、あるいは民間事業者及び関係機関が気持ちを新たにしまして、一層協力しながら後世に誇りを持って引き継げるまちづくりをしていかなければならないものと考えており、今後ともより一層の御理解と御協力をお願い申しあげるところでございます。

御質問の交通量調査についてでございますが、調査は商工会、商店街と一体となり４年に１回程度実施しており、最新の調査は平成16年、昨年の７月23日金曜日とそれから25日の日曜日に実施しております。駅前地区の調査結果としましては、平成12年の前回調査と比較しまして、平日の自転車及び自動車の交通量は増加しており、休日は逆に自転車及び自動車の交通量とも減少しております。歩行者については平日も休日も減少しております。減少した原因としましては、調査日が前回は夏休み前で、今回が夏休み期間中であったことや、工事期間中であったことが考えられます。

駅前については、完了による整備事業の効果測定のため、ことしも夏休み前に交通量調査を実施する予定であります。

次に、流入人口ということでございますが、これは国勢調査でいうところの昼間人口と夜間人口の調査のことかと思いますが、国勢調査のときに調査されるものであります。前回の国勢調査は平成12年度に行われており、駅前地区に限定した調査ではありませんが、流入、流出ともほぼ同数となっております。次の調査は御案内かと思いますが、ことしの10月１日に予定されておるわけでございます。

それから、県内外のお客様に対するところのアンケート調査でございますが、駅前地区に限ったアンケートは実施しておりませんが、県が買い物動向調査を市町村単位に３年に１度実施しております。最近では、平成15年にされております。具体的な調査内容は、自市町村の購買依存率それから商圏範囲と吸引力、そして利用買い物店舗、通信販売、テレビショッピングに対する意識、インターネットショッピングを利用する理由、他市町村からの購買者による中心商店街利用度、そして他市町村での買い物理由、そして地元の中心商店街に対する要望内容などの調査内容でございます。

平成15年度の本市の調査結果では、食料品、日用雑貨などの最寄り品の寒河江市内での購買依存率はほぼ100%となっております。衣料品、家具及び電化製品などの買い回り品の寒河江市内での購買依存率は、ほぼ70%となっております。30%が他市に依存しているようでございます。次回の調査は来年度行われる予定でございます。

駅前商店街の活性化のために、平成16年には東北芸術工科大学生によりますところの駅前地区を中心としたまちづくり研究発表会を、駅前商店街協同組合と一体となって開催いたしまして、駅前地区の景観や誘客プランについての意見をいただいたところでございます。

続いて、飲食店のテナントビル誘致についてでございます。

飲食店ゾーンについては、区画整理の仮換地指定の早い段階から建築が進み、夜型飲食街として形成されにぎわいを見せております。また、幹線道路沿いの商業地区においても、昼はランチを中心に女性客がふえている飲食店もあり、喜んでいるところでございます。このように昼夜ともにぎわいのあることが商業地域であり、いろいろな商店が立ち並びにぎわいが出てくればと考えております。店舗誘致については、駅前開発検討委員会、駅前商店街協同組合、ステーションアイ21、駅前区画整理地内の地権者、そして商工会及び市で平成13年12月に寒河江駅前活性化店舗等対策委員会というものを組織いたしまして、にぎわいのある商店街の形成に資する店舗等の誘致に取り組み、駅前商店街の活性化を図ってまいったところでございます。

飲食ゾーンでの建物の建設は、ほぼ 100%に近い状況になっており、駅前広場周辺、沿道商業ゾーンにも飲食店のテナントビルが建設されている状況でございます。

しかし、飲食ゾーン以外にはまだ更地が残っておりますので、土地所有者及び建築主が地区計画などとの整合性がとれるようなものであれば、飲食店のテナントビル建設並びに誘致を図っていただくよう指導しているところでございます。

それから、定住人口をふやすためには、やはり店舗併用住宅の必要性と、空き地対策が必要ではないかということがありましたのでお答えいたします。

アパートやマンションなどを兼ねた店舗併用住宅は、商店も消費人口もふえるという意味で中心市街の土地利用としては効率のよい形態でありますので、沿道商業ゾーンへの建設を誘導しております。これまでの店舗誘致対策は、駅前商店街協同組合を対象にした貸し店舗経営の勉強会、３回やっております。それから店舗等対策委員会の会議12回も数えております。そして西村山郡の宅地建物取引業協会への貸し店舗等の情報提供、市内不動産業者の訪問、そして山形・天童市の主な不動産業者及び民間開発会社への情報提供や訪問も43件に及んでおります。企業訪問としましては35件もやっております。横浜市で開催されたショッピングセンタービジネスフェアにおいても、誘致活動を行ってきたところでございます。

現在の空き地、言いかえれば更地でございますが、これらはもともと貸地となっていたものがほとんどでございまして、土地の所有者は今後においても貸地として活用していく考えのようでございます。

最近の経済環境の中でなかなか厳しい状況でありますが、さらに誘致活動に努めてまいります。また、店舗の立地、建物の建設を促進するためには、駅前中心市街地に人が集まるようなにぎわいが重要でございまして、観光面とも結びつけた魅力づくりを図っていかなければならないと考えております。

このため、昨年から開催した神輿会館、みこし公園での夏まつり、神輿の祭典フィナーレ、ふるさと芸能まつり、駐車場でのうまい大鍋フェスティバルを、より一層充実をしながら継続して開設してまいりたいと思っております。ＪＲとの共催である「小さな旅」の充実や、沼川そして地域内にある滝田門観音堂、それから稲荷神社、熊野神社の大カツラ、宿竜院の閻魔堂、さらには二の堰沿いの遊歩道なども、生かしていくことも当然考えられるところでございまして、これらの実施に当たりましては、地元商店街などの皆様と一体となって進めていくことが大切であり、一層の連携を図ってまいりたいと考えておるところでございます。以上です。

○新宮征一議長　木村寿太郎議員。

○木村寿太郎議員　それでは、第２問に入りますけれども、本当に、私の意図を御理解いただいたようでございまして、明快な答弁をありがとうございました。

　私は、実は先日ある雑誌を見ておりましたら、ＪＴＢが行っている全国70万人からいただいているアンケート調査の結果が出ておりました。それによると、全国で最も評価が高い観光地は山形県だそうでございます。山形県の温泉、旅館の料理やサービスはもちろんですけれども、山形県民性というものがよいところが大変出ているのではないかというふうに思っているところでございますけれども、一番肝心なところは、地元ではそういうことに気づいているかということだと思います。そして、ボランティアガイドは当市慈恩寺にもありますが、現在、県内には71の団体、約 1,800人の会員がおり、これも全国トップだそうです。観光地としての素材は十分にあるということではないでしょうか。

　さて、当市にいらっしゃる観光客は歩いての方は寒河江駅、車ではチェリーランドと言われるくらいに二つに大別できると思います。そして意外と重要なのがタクシーの運転手さんではないでしょうか。観光で来た方々がまちでおりて、最初に会うのがタクシーの運転手さんです。現在、印象が悪いということでは決してございませんけれども、その第一印象というのがすごく大事だと思います。当市ではもちろんその中で、慈恩寺や市内の観光案内ができる方は何名かもちろんいらっしゃいます。やはり、タクシードライバーや観光事業に携わる方々も含め、サービスとかマナー向上などのもっともっと実践的なセミナーを、観光協会や商工会そして行政もタイアップして行うことが必要ではないかと思っております。

　そして、今「こころの時代」とよく言われますが、町中がやはり本当におもてなしの真心を持って迎えるという、先ほど市長からもありましたようにホスピタリティー、おもてなしの真心を持って迎えるという体制づくりやムードづくりも重要かと思います。そして、花・緑・せせらぎをうたっている本市としては、玄関口である寒河江駅におりたときの花、緑がちょっと足りないような気がいたしますが、せめて花咲かフェアのときぐらいは、何か大きなシンボルがあった方がいいのではないかと思っております。そして、市のシンボルであるバラの花もどこか駅の一角に四季を通じて咲いていれば、心和むいやしの効果が少しは出るのではないでしょうか。ことしは当然間に合わないでしょうが、よろしく御検討のほどをお願いしたいと思います。

　先日の新聞にまた、いい情報が出ておりました。それは皆さんごらんになったかと思いますが、出羽三山を含めた広域の世界遺産の登録を目指す記事でした。世界遺産は御案内のようにユネスコで登録の決定をするわけですが、世界ではエジプトのピラミッドや中国の万里の長城など、アメリカのグランドキャニオン峡谷など、現在約 703カ所が認定されているそうでございます。日本では鹿児島県の屋久島や青森県と秋田県にまたがる白神山地、広島の原爆ドーム、安芸の宮島、京都のいろいろな文化財、奈良の法隆寺など12カ所が認定されているようでございます。県にもいろいろ問い合わせてみました。日本でも現在は３カ所が申請中だそうでございます。平泉の中尊寺、島根県の石見銀山、そして神奈川県の鎌倉でございます。県から国へ、そしてユネスコへという申請の順序だそうですが、認可までは約10年ぐらいはかかるのではないかという返事でした。

　昔は、出羽三山というと、月山、羽黒山、そして葉山だったそうです。そのうちの一つである葉山にゆかりのある慈恩寺も当然そのエリアに入ってくるとのことでした。認可になれば、当然経済的波及効果ははかり知れないほどかと思われます。この10年間しっかり足元を築いておくことが大事なのではないでしょうか。

　昔から、観光は景気がよいときは税収がどんどん上がり、余り見向きもされないが、世の中がバブル崩壊後のように景気が悪くなると観光でもやるかとか、それ以上悪くなると観光しかやることがないと変化していくそうです。そうかといって、自分の地域に合ったレベルの活動が最も重要であり、どこでも多くの観光

客の獲得を目指すことはもちろん必要ですが、小さな取り組みからまず実行し、継続して積み上げることがやはり大切ではないかと思っております。一朝一夕にはできるものではないと、私は常々思っております。
　主に、私の主観とか今まで経験してきたことばかりのことを述べてしまいましたが、市長の所見があればお伺いいたします。これで、私の質問を終わりますありがとうございます。

○新宮征一議長　佐藤市長。

○佐藤誠六市長　まず、市内の方々が、タクシーの運転をしてくださる方もさることながら、全部やっぱり寒河江のＰＲ人、アピール人、案内人というようになっていかなくちゃならないなと思っております。

特にタクシーなどは、利用する方が多ければ多いほど運転手の方からここはどうだとか、あるいはそこがいいとか、自分みずからが推薦しながら案内していくと、あるいは情報を提供していくことが必要だろうと思っております。それが非常に口コミを通しての寒河江市のよさがありますし、また、気持ちのいいところの寒河江市だなという印象を与えていくんだろうと、このように思っております。それで、そのほかにも、寒河江市では観光ガイドとボランティア活動でやっている方もおりますけれども、なお、それらの方々の研修なりあるいはマナーというふうなものを一層磨きをかけていかなければならないものだなと、このように思っております。

それから、今、出羽三山の世界遺産の話が出ましたけれども、葉山もどうなるかというふうなこともあろうかと思いますけれども、それらと関連するようなことを見つけて、あるいは県なり国なりと連携をして、対応してまいりたいと、このように思っております。

話はちょっと違いますけれども、ＪＲでトランベールという本が出たわけでございますけれども、あの本、冊子ですけれども、あの冊子で山形県の慈恩寺、寒河江の慈恩寺ということで、最近になってかなり慈恩寺を訪れる方が多いようでございまして、ですから、まだまだ地元の方もさることながら、もっともっと慈恩寺のよさというものを認識、地元の方が認識しなければ、あるいは売り出さなければ、人から書いてもらったから、人様でつくった本に載ったからということではなくて、自分たちの財産として、もっともっと売り出す必要があるかなと、そうすれば、それらは観光という面で大きくプラスにつながっていくかと思っております。

それから、やっぱり観光というのは、今もおっしゃられましたけれども、長い期間もかかりますし、あるいは突如としてアピールできる場合もございますけれども、やっぱり不断の取り組み、それから関係団体との連携したところの取り組みで、寒河江のまちづくりそのものとして観光も売り出すということが必要なのかなと、このように思っておるわけでございますので、観光産業と言われるものでございますから、これからも力を入れてまいりたいと、このように思っております。以上です。

川 越 孝 男 議 員 の 質 問

〇新宮征一議長　通告番号10番、11番について、16番川越孝男議員。

〔16番　川越孝男議員　登壇〕

○川越孝男議員　私は、通告している課題について、市民の皆さんから寄せられている意見を踏まえ、私の考えや提言を含めて質問いたしますので、市長並びに教育委員長の誠意ある答弁を求めるものであります。

民主主義というのは手間暇、いわゆるお金と時間のかかるものであります。その逆に手間暇のかからない政治手法は独裁であります。近代日本の三大改革の一つと言われる地方分権一括法の成立によって、これまで法律や省令、さらに財政面で国に縛られていた国と地方の関係は、上下、主従の縦の関係から対等、平等の横の関係に変わり、地方自治体は本来の地方自治に向け、大きな前進が図られました。

しかし、財源の伴わない分権は本物でなく、引き続き地方６団体が求めている税財源移譲で地方主権が確立できる三位一体の改革が強く求められております。内外の情勢は危険をはらんだ不安な状況にあります。しかし、私は反動を許さず、歴史の歯車を前に押し出す力、これからの社会をつくり発展させる力は存在しており、その力を発揮させるためには、次の五つの原則があると思うのであります。

その一つは、情報公開の徹底であります。二つには機会均等、男女の性別を初めとするあらゆる差別を許さない機会均等の徹底であります。三つには違いを認め合い、外国人との共存、自然環境との共生であります。四つには官主導から官民対等の平等であります。そして五つには市民参加であります。形式的な仕組まれた参加でなく、市民が主体的に参加する協働であります。この五つがこれからの社会発展のかぎになると考えております。

この五つを政治や行政に限らず、経済界を含め、あらゆる分野に徹底させることがますます重要になってきていると思うのであります。

そのような立場から、通告番号10番、分権時代のまちづくりについて、第５次振興計画策定の諸課題について、幾つかの観点からお伺いいたします。

第５次振興計画は、向こう10年間、寒河江市の基本となるもので、この計画の策定はまさに地方自治の本旨に基づき、国や県からの介入を受けず、市民の市民による市民のための計画をつくり上げるべきだと思うのであります。そのためには、より多くの市民の意見が反映されるべきことは当然であります。ところが基本構想原案をつくる段階で、産業、経済界と教育文化、福祉、スポーツ部門、それと地域コミュニティーに分け、３回の各層座談会が実施されていますが、今回もまた、それぞれの団体の役員などによるものに終わっているのであります。

第４次振興計画をつくった10年前は、市内に住む20歳以上の男女 3,000名を対象とした市民アンケートが実施されました。しかし、今回は実施されていません。また、幅広い層から委員を選任するために、議員から選任されている１号委員は、10年前の４人から２名にしてほしいとのことでありました。ところが、振興審議会委員と行財政改革推進委員を同じメンバーにするとのことであります。市振興審議会条例によると、委員は20名以内、また、市行財政改革推進委員会設置要綱では15名以内となっており、重複しない場合35名を選任することが可能であります。

しかし、同じメンバーとした場合、市行財政改革推進委員を５名ふやしたとしても最大で20名となります。矛盾するのではないでしょうか。また、偏った人選を避けるため、複数兼職は四つ以下、在任期間は８年以内とした閣議における口頭了解事項もあるわけであります。さらに、市振興審議会条例では、１号委員から４号委員までは市議会議員、教育委員会委員、農業委員会の委員、公共的団体等の役員及び委員との制約があります。５号委員の学識経験を有する者についても、これまでは県議会議員や市議会議長が選任されていたことからも、幾ら優れた見識を持っていても一般市民は選任されません。

これまでは、可能であった行財政改革推進委員の場合も、条例優位であることから実質不可能となり現行要綱では矛盾が生じることになります。私は2015年を目標年度とする第５次振興計画は、夢があり可能性の

あるものでなければならないと思います。そのためにも高校生や大学生などの若人や主婦など、組織代表でない一般の市民からも委員を選任すべきであり、その道を開くべきだと思います。

そこで、一定枠の公募制を導入すべきだと考えています。これまでも再三にわたって提案してきましたが、きょう、現在でも寒河江市の各種審議会等の委員の公募制は全く導入されておらずゼロであります。したがって、すべての委員はまさに官選の委員であります。以前は一部委員について公募を試行したいとしていた市長の答弁も、最近は導入の考えはないと時代の要請に逆行した後退したものになっております。そこで、改めて委員の公募制について市長の見解をお伺いいたします。

次に、第４次振興計画の評価の必要性と、その対策についてであります。

当然のことでありますが、第５次振興計画は第４次振興計画の延長線上に位置づけられるものであります。そのためには第４次振興計画の総括が必要だと思います。ところがこれまで全国の市においても総括するすべがないことから、一体何のための、だれのための振興計画なのか、単なる文章となり、形骸化しているのではないかとの反省のもとに、行政評価が導入されてきております。

特に、右肩上がりのときとは異なり、これからは避けることのできない重要な課題だと思います。総括をするためには、客観的な評価が不可欠であります。ところが本市には振興計画を客観的に管理・評価する制度はありません。これを機会に政策、行政評価をすることと、そのシステムの導入を重ねて提言いたします。

そこでお伺いいたします。第４次振興計画の客観的評価はどのような方法で行っているのかお伺いいたします。あわせて行政評価システムの導入について市長の見解をお伺いいたします。

次に、市民と行政が協働する上でのルールづくりについてであります。

市は、さまざまな活動を行っており、それは市民生活の全領域にわたっています。地方分権の推進、少子高齢化、市民ニーズの複雑化、多様化に伴い、市政に求められる役割は高度化してきています。一方厳しい経済状況、国、地方を通じた財政危機により、財政状況は一段と厳しいものになっております。

分権以前の市は、国の統治機構の一部としての色彩が強いものでありました。また、その運営は、施策という言葉が示すように行政がルールをつくり、意思決定し、実施するものでありました。しかし、これからは地方分権と住民自治の実現のために、自己決定、自己責任の原則のもと、市民がみずからルールをつくり、意思決定し、実施していくことが必要となります。市は市民から信託を受けた地方政府として運営しなければならないわけであります。

一方、行政サービスは、公共だけでは困難となり、ボランティアやＮＰＯなど市民との協働により、よりよい地域社会をつくるという新しいスタイルが生まれてきています。寒河江市でもグラウンドワーク手法の公園づくりや、環境、福祉、教育分野などにおいてもボランティアやＮＰＯの取り組みがなされています。このことは行政だけがこの地域社会の幸せを実現するものではないということを明らかにしてきたのだと思います。

そこで、だれがどんなことを引き受けてやっていけば、この地域社会はうまくおさまるのかということを、設計し直しをしなければならない段階に入っていると思うのであります。そのためには一定のルールが必要であり、行政の役割、広い意味での市民が行政をサポートする範囲や役割、また行政が市民活動をサポートする範囲や役割、それに議会の役割などを定める必要が出てきたと思うのであります。そういう立場から、（仮称）寒河江市自治基本条例のようなものを制定すべきと思いますが、将来に向けての必要性も含め、市長の御見解をお伺いいたします。

次に、通告番号11、教育行政について伺います。

分権時代のまちづくりには、市民が制度を正しく理解し合うことによって、総合力が発揮されるものと思います。そこで伺います。

一つは、地方自治法初め、地方自治体にかかわる法律のもととなっている憲法第92条の地方自治の本旨について教育委員会委員長の見解をお伺いいたします。
二つには、同じ憲法第92条の地方自治の本旨について、義務教育の中でどのように指導されているのか教えていただきたいと思います。
重ねて誠意ある答弁を期待いたしまして、第１問を終わります。

○新宮征一議長　この際、暫時休憩いたします。

再開は11時５分といたします。

休　憩　午前１０時４９分

再　開　午前１１時０５分

○新宮征一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

　佐藤市長。

〔佐藤誠六市長　登壇〕

○佐藤誠六市長　お答えいたします。

第５次振興計画の仕儀に当たりまして、委員の問題等々につきましての御意見と御質問が何点かございました。それについてお答え申しあげます。

委員の任命についてでございますけれども、振興審議会は御承知のように地方自治法第 138条の４の第３項の規定によりまして、地方公共団体は法律または条例の定めるところにより、審議会等の機関を置くことができるという規定に基づいて条例を設置しておるわけでございまして、その条例でございますが、御案内かと思いますけれども、寒河江市振興審議会条例第３条においては組織として委員の数を20人以内と規定しておるわけでございまして、また第２項では委員の区分として第１号で市議会の議員、２号では教育委員会の委員、３号で農業委員会の委員、４号で公共的団体等の役員及び委員、第５号で学識を有する者と、それぞれの各号に掲げるもののうちから市長が任命すると定めておりますので、この規定によって任命してまいりたいと思っておるわけでございます。

したがいまして公募制については、昨年の９月の定例会でも答弁申しあげておりますが、委員には最もふさわしい方を任命したいと考えておりますので、公募というところは考えていないということでございます。

それから、この第５次振興計画とそれから行財政改革の委員の同一人ということにも触れられたわけでございますけれども、振興計画については、地方自治法第２条第４項におきまして、市町村はその事務を処理するに当たりましては議会の議決を得て、その地域におけるところの総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想というものを定めまして、これに即して行うようにしなければならないといっておるわけでございます。

来年度からスタートするところの第５次振興計画には、寒河江市の10年後の姿を形づくるものでございまして、そしてそのための道筋をつくるものでございます。また、これまでのまちづくりを継承して、それをまた発展させ、現在の少子高齢社会の到来や自然環境の保全とか、あるいは次世代を担う人々のための教育問題など、社会情勢の著しい変化に対応し、将来の都市像といたしまして、歴史と文化の織り成す気品ただよう美しい都市（まち）寒河江を目指そうとしております。そのような中で、現在、基本構想の策定に取り組んでおるわけでございます。

しかし、こうした取り組みにおいて、本市を取り巻く地方分権や三位一体の改革など、厳しくまた難しい状況の中で、行財政改革というものを抜きにしては振興計画の策定はないと考えておりますので、より効率的な市政運営を推進するためにも振興計画と行財政改革は一体であると考えておるところでございます。

したがいまして、振興審議会と行財政改革推進委員会の委員は同じメンバーといたしまして、優れた識見を有する委員の方々から御審議いただきたいと、このように思っております。

それから、議員の数が４人から２名に減じたというふうなことにも触れられたわけでございますけれども、今申しあげましたように審議会の委員の数は、条例の第３条に審議会は委員20人以内で組織すると定められておるわけでございます。そして、第２項におきまして、申しあげましたように第１号から第５号までの各号に掲げる者のうちから、市長が任命することと定めておるわけでございます。

これまで、議員選出の第１号委員につきましては、４人の方にお願いしてきた経緯はありますが、このたびの振興計画の策定においては、より多くの市民の声を反映するため、多くの市民の方から審議会へ参加してい

ただけるよう考えました。そういうことで、議員の方におきましては、市議会等において発言する機会もありますので、これまでの４人から２人減らして２人の方の選出をお願いしたところでございます。

それから、振興計画についての政策評価という問題のお尋ねがございました。

第４次振興計画を総括いたしまして、客観的な評価となる政策評価を取り入れるべきではないかなと、こういうことだろうと思いますが、第５次振興計画については、現在の第４次振興計画を継承発展していくものと考えまして、専門部会において、基本構想及び基本計画についての施策の大綱ごとに総括しておるところでございます。これらを踏まえまして、基本構想に反映させたいと考えておるところでございます。

政策評価といいますと、より高次レベルの政策目標や、それから長期総合計画の目標などの妥当性と政策評価、そういうものの妥当性についての判断ということになろうかと思いますけれども、これは非常に難しいのではないかなと思いますし、政策評価というものを、事後評価の徹底とか、あるいは情報の公表とか、あるいは外部からの検証とか、あるいはさらに説明責任というように考えるならば、これまでもあるいは今後におきましても、このような意味での政策評価というものは導入できるわけでございますけれども、議員がおっしゃるところの政策評価というようなものについては、何をどのように考えられておられるかというようなことがわかりませんので、こういうことなら、今申しあげたようなことならば、政策評価ということも考えられるだろうと、このように思っております。いや、しておるところでございます。

それから、公募制について、また戻りますけれども、13年６月の議会におきまして、こう申しておりまして、審議会の公募につきましては、委員としての適任性の判断とか応募方法などの問題もあり検討してきたところでございますが、選出に当たりましては、選考委員会の設置や選考のために応募者の履歴確認や所見、または提言書などを提出していただくことも必要かと思っておりますし、応募者が定数に満たない場合の対応など、事務処理の煩雑さなども生じてくることもあり、公募制の導入については考えていないというようなことを答弁しております。

さかのぼって、平成７年６月には一部の人数については試行することも考えると答弁しましたが、今申しあげました平成13年６月に答弁申しあげましたように、いろいろ検討した結果、公募制の導入は考えていないということでございますので、先ほど申しあげましたように公募制については考えていないと、こういうことでございます。

それから、分権制におけるところの何といいますか基本条例を制定するというようなことの御質問でございますが、これにつきましては、昨年の９月の一般質問にもお答えしておるわけでございまして、そのときと考えは変わっていないところでございまして、自治基本条例に規定するような事項というものは、既に憲法や地方自治法等の法律に書き尽くされていると思っております。また、条例を制定することは地方公共団体の事務に関して定めるものでございまして、自治基本条例で規定するというようなものは、個別条例においても規定されている事項もあろうと思われ、このようなことから自治基本条例というようなことを定める考えはないところでございます。以上でございます。

〇新宮征一議長　教育委員会委員長。

〔大谷昭男教育委員長　登壇〕

〇大谷昭男教育委員長　地方自治の本旨について、義務教育ではどのように指導がなされているのかという御質問でございますので、お答えいたします。

地方自治につきましては、主に中学校の社会科の中で取り扱われております。現在使用しております教科書によりますと、その学習は、おおむね次の３点を追求するような形で進められます。

一つ目は、なぜ地方自治が必要でどんなことが行われているのか。二つ目は、住民はどのようにすると地方自治にかかわっていけるのか。三つ目は、なぜ地方分権が進められているのか、以上の３点でございます。

また、教科書の内容のもとになります中学校学習指導要領によると、指導のねらいは次のように記載されております。

１．住民自治を基本とする地方自治の考え方について理解させること。

２．地域社会における住民の福祉は、住民の自発的努力によって実現するものであり、住民参加による住民自治に基づくものであること。そして、このような住民自治を基本とする地方自治の考え方が、地方公共団体の政治の仕組みや働きを貫いている基本的な考え方であることについて理解させること。

以上の内容を理解させるために、各中学校では身近な事例を取り扱ったりしながら、調査等を通して仕事や仕組みを調べる学習活動を進めております。このような学習を通して、地方自治についての基本的な理解を深め、将来社会の一員として活躍できる生徒の育成を図っているところでございます。以上でございます。

○新宮征一議長　川越孝男議員。

○川越孝男議員　１問目の答弁をいただきましたので、２問目に入らせていただきたいと思います。それで、２問目に入るにも本当は、教育委員長の委員会としてあるいは委員長としての憲法92条の地方自治の本旨についての見解をお尋ねをしたかったわけでありますけれども、２問目というふうなことでありますので、全体的な質問の組み立てもまた違ってくるわけでありますけれども、次、２問目で、その点についてはお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それで、地方自治の本旨について学習指導要領も見させていただいておりますけれども、今委員長からありましたように、地方自治の本旨、これには住民自治と団体自治とがあるんだと、この二つが相まって地方自治の本旨なんだというふうに指導要領ではなっております。したがって、この辺についてお聞かせをいただきたいし、３月の一般質問で市長は、不確定な概念であると言われておることもありますがというふうにして、通常、近代民主国家の地方自治の２要素とされておりますところの住民自治と団体自治を兼ね備えた地方自治の確立、すなわち地域的な行政事務については、国が関与することなく、地方公共団体において、住民みずからの責任と負担で処理すべきことと説明されているようでございますが、というふうになっているんですね、市長は。そして私は地方自治の本旨という場合は、住民の福祉を増進するという地方公共団体の根本的な目的から論ずるべきものであると考えており、地方自治の本旨とは民主主義の原則の中で、住民の幸せのために最少の経費で最大の効果を上げるよう努めることであろうかと思っております、以上というふうに、市長は答弁されておるわけでありますけれども、私は３月も申しあげました。

最少の経費で最大の効果を上げるというのは、これは地方自治法の２条の中で、地方公共団体の事務処理をする場合には、経費をかけないで最大の効果を上げなさいよと、行政一般に通用することでありまして、地方公共団体に限りません、国の行政も同じです。憲法92条でいう地方自治という第８章の別章立てでなっている地方自治体を定める、そこの基本は何かというと住民自治と団体自治なんです。

このことについて、学校教育現場では不確定な概念というふうな形で教えている。指導要領を見ますというと、その地方自治の本旨についてはこういうふうになっています。地方自治の基本精神を的確にあらわすために設けられた総括的な言葉、地方公共団体の組織及び運営に関する事項を法律で定めるに当たって遵守すべき基準である、そしてその中身は地方における政治と行政を国から独立した地方公共団体の手に委ね、地域住民の意思に基づいて処理するものとする原則とされている。団体自治と住民自治を合わせた地方自治をできる限り完全な形で実現することを理念とするものである。こういうふうになっているわけであります。

したがって、一連の、先ほど第５次振興計画の審議委員の選出の問題や何かも申しあげました。市長がその中で10年前、市民 3,000人のアンケートをとりながらやったけれども、今回はやっていないわけです。そして、委員も行革の推進委員が振興審議会の委員と同じ人がやるという、こういうふうなこともありました。それは事務的にも、事務の煩雑などというふうな表現もあったわけでありますけれども、まさに、市長の今の姿勢は効率化だけを優先して、本来自治体がやらねばならない住民自治、住民が参加して物事を決めるというこの部分を極めて軽視されている。その根本的なものが地方自治の本旨についてのとらまえ方が、私は市長の認識は間違っていると、ここで指摘をさせていただきます。

そして、私には、今回の３月の議会終わった後も、市民の方何人かからありました。それはなぜかというと、寒河江市の議会だよりの中に、私の一般質問で憲法92条の地方自治の本旨について質問したものに対して、市長の答弁が皆さん御承知のとおり民主主義を踏まえながらというものはありますけれども、最少の経費で最大の効果を上げること、これは寒河江市の市長として４万 4,000市民を預かる行政の長としての認識は間

違っているのではないかと、私に市民の方からあります。
そこで、市長がこういうふうに答弁している、このことについて本当に、議員の皆さんも執行部の皆さんも憲法92条地方自治の本旨について、私が指摘しているあるいは文部科学省で指導をしている指導要領にあるようなこういう見解が間違いで、佐藤市長の見解が正しいというようにお思いですか。こういうことについて、市役所内部で三役でも課長たちからも執行部の中で、市長、そのとらえ方は違うのではないかというふうなことが起こらないのかどうなのか、このことをまずお尋ねをしたいと思います。
私は間違っているというふうに思います。そして、後ほど教育委員長の見解も求めますけれども、こういうふうなことが、もう寒河江市の議会だよりだって県内の13市に皆行きますよ、それを見ていて、地方自治に携わる人のイロハのイの部分です。この点についてお聞かせをいただきたいし、一連のものが佐藤市長の政治姿勢、手法の中にこの住民自治というあるいは団体自治という最も大切にしなければならない部分の認識が欠けているのではないかというふうに思われます。それで、そのことについて後ほど、再度お聞かせをいただきたいと思います。
それから、振興審議会の委員の関係でありますけれども、議員が４人から２人になったからそれがおかしいとか、だめだと言っているわけではないんです。それは、４名から２名になるといったから議会側でもそれに応じています。
しかし、議会の議員というのは、公職選挙法に基づいて、議員21人は手を挙げて、そして議員になっているんです。それが４年前には４人いたのが今回広く各層の人が入れるようにというふうにしますけれども、それぞれ団体の役員を担っている人で、そして、その人は市長が今度任命するんです。いわゆる官選なんです。上が選ぶ、こういうふうな形になるということについて、もちろん、今回公募もして、そして議員の分四つが二つになったと、しかし公募枠で二つとっていますよというのだったらすばらしい、10年前よりは前進だと思うんです。
しかし、それがそうでなくて、すべて市長が任命するというふうな形になるというと、そこに住民自治の精神が後退をするのではないか、そういう意味で申しあげていますので、お間違いないように受けとめていただきたいと思います。と同時に、事務方からお尋ねをしました。そうしますというと、全体20人の中で４号委員を14名にされるそうでありますけれども、この14名の中にもちろん組織の代表でないと入れないというふうなことになるんだというふうに思うんですが、１問でも申しあげました、大学生とか高校生とか若い人が入れるのか、それから健常者だけで世の中成り立っているわけではないわけです。ノーマライゼーションの考え方からいけばハンデのある人もいらっしゃいます。そういう人もいて寒河江市が成り立っているわけでありますので、そういう人も委員に入れるように考えているのかどうか、この辺の関係もお聞かせをいただきたいと思います。
それから、自治基本条例の関係について申しあげました。これは、地方分権一括法で通ってからこれまでですと、国で法律をつくって、そしてこの施策はいつまでしなさい、こうしなさい、どうしなさいというふうなことで、全部法律や通達でなっていたわけです。したがって、そこをやらないでいるというと、国から指導、指令があったわけです。ところが分権一括法が通ってから国や県から指導がないんです。間違っていても、市町村が間違っていても、もちろん国は県にも言えない、県も市町村におまえら間違っていたからこうしなさいということはできなくなった、私ども簡単に縦の関係が横の関係になったと簡単に言葉で言っていますけれども、国ではして悪くなった、県間違っているからこういうふうにしなさいとか、市で間違っているからこうしなさい、できなくなった。

したがって、従来のように、間違っていれば、国や県から指導あるからそのとき直せばいいという、こういう対応ではだめなんです。そこの寒河江市なら寒河江市の問題は、寒河江市民で決めなくてはならない、したがって、私どもは議員という立場で議会で提案も常にさせてもらっています。具体的に申しあげましょう。個人情報保護法と、保護条例の関係、ことしの４月１日から全面適用ですよ、２年間の猶予期間があった、法律ができてから、対応しなさい、国からもちろん前は通達とか何かで来ていましたけれども、今は行政情報というような形できます。こういうふうになるから、それぞれの県で抜かりないようにしてほしいと、そして関係する市町村にも教えてくださいよと、情報提供していてくださいよという、こういうふうな形に国と地方がなったわけです。

したがって、寒河江市の情報公開条例は今議会に提案されていますけれども、４月１日から全面施行ですけれども、この後ですね、寒河江の施行日は、こういう問題が起きるんです。したがって、これからは従来のような国の法律があって、それについての国や県から指導があるという時代でないので、寒河江は寒河江の市民で物事を判断し決定をする、そしてその結果についてはみんなで責任をとると、こういうふうなことになったというふうに思うんです。したがって、私は、今までのような仕組みの中ではかばい切れない、カバーし切れない問題が出てきているので、自治基本条例のようなもの、必ず、仮称というふうに言っているんです。そいうふうなものを今後検討していかないというと、本当に住民の期待、負託にこたえられない状況が出てくるのではないかというふうなことで申しあげている。

そしてあともう一つは、なぜそういうふうになっているかという部分で申しあげますが、自治体は住民のごく一部の人の幸せというか、要求にこたえられない、そこには極めて一部の人の利益あるいは要求を満たすと、汚職だの何だのというようなこともあると、したがって全体的に住民をカバーする施策を基本につくらなければならない。そうすると一部、４万 4,000市民の中でも30人とか50人とかしかかかわらない、あるいは極端に言えば10人の人しか必要でない要求もあることがあるわけです。

そうした場合、そこをカバーするためにどうやっていくかというふうなことで、今、ＮＰＯやボランティアの形が出ているわけでありますけれども、それらは今行政の全体的なものを補完する部分としてそうやられている、単なる慈善事業ではなくて、４万 4,000の市民の全体のみんなの暮らしをよくするために行政が直でやるのでなくて、そういう力でやってもらうという、こういうものもひっくるめて、これからの新しい地方自治のあり方が、今、芽生えてきているわけですから、そういう部分についてのどうあるべきかということを、市長が「おれ、そんなことしない」とかなんとかでなくて、時代がそういうふうになっていますので、行政と市民と一緒になって、そういう問題について研究すべきだと思います。そういう場が必要だと思います。このことについて市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

まず、以上で２問としておきます。

〇新宮征一議長　佐藤市長。

○佐藤誠六市長　地方自治の本旨の話が出てきておりますが、私は市民の幸せというのは、これは地方自治法に流れておるところの考え方でございますし、あるいは地方分権の時代になってもそれは同じだろうと思っていまして、なるべく市民の幸せを願い、市民にサービスを多くしていくと、そのためには何をしなくちゃならないかと、これは議員もおわかりで、私から今ここで言う必要はないかと思いますが、そういうことだろうと思っております。

それから、住民自治、住民自治とこう申しあげておりますけれども、寒河江の場合、具体的にこれは全く具体的な話になりますけれども、寒河江ほどいわゆるグラウンドワーク、ボランティア活動が熱心に行われており、地域活動、地域づくりあるいは各種の事業づくり、企画からそれから実施あるいは評価、そういうことまで皆、市民自体で皆グラウンドワークなりボランティアやっているんじゃないですか。それが本当の協働、これから第５次振興計画でも協働ということを申しあげておりますけれども、行政と市民が一緒になって寒河江市をつくり、地域を盛り上げていくと、これが、私は住民自治だと、こう思っています。議員が言う理屈じゃなくても、寒河江ではそういうことをやっているというんです。それを御認識いただきたいなと、私は思います。

そして、今、先ほどボランティア活動を慈善活動みたいなことを申しあげておりますけれども、私は本当に寒河江の方々は自分の地域、寒河江市をどう美しく、より元気なものに、豊かなものにしていこうということで、自主的に立ち上がっていらっしゃるわけでございます。それが住民自治である。そういうことで寒河江はもうやっていらっしゃる。それを何ですか慈善事業だとか、あるいは基本の条例がないとそれができないんだと、全部官選だと、市長の独断でやっているみたいなことを言いますが、ちょっと議員の認識は、私はおかしいなと、このように思っております。その辺を十分お酌み取り願って、寒河江の現状というものをもう少し素直に認めていただきたいものだと、このように思っております。

それから、審議会の委員のことでございますけれども、４人から２人にしたということは、これは議会も認めて、議員もおっしゃるように認めてよかろうと、市民の方を多く任命してもらって、そこで御意見を聞こうとこういうことに議会とも了解済みです、第１問では申しあげませんでしたけれども。ですけれども、議員もその辺の経過は知っていらっしゃるようですから、そのようになっているわけでございまして、私のみならず議会におきましても、市民を多数委員の中に選出されて、意見を聞こうという気持ちは変わらないんだなと、このように思っておるところでございます。

それから、余りいろいろな方、たくさんの方から御意見を聞きたい、それはそのとおりだと思いますし、ですからこそ、これまで座談会を開催し、そしてまたこれからも地区座談会をして具体的な話をしてやろうかなと、こう思っておるわけでございます。そういう中で、お互いが話し合って対面交通をスムーズにして、こちらの言うことも言い、そしてまた御意見も聞くという中で、市民の声を吸い上げることができるんだろうと、このように思っておりますから、それが委員を公募しないと絶対だめなのではないかなと、こういうことでは、私はないと思っております。

いろいろあったようですけれども、集約すればその辺じゃないかなと思って以上でございます。

〇新宮征一議長　大谷教育委員会委員長。

〇大谷昭男教育委員長　お答え申しあげます。

　第１問では、通告のありました地方自治の本旨について義務教育ではどのように指導されているのかということでありましたので、ご答弁申しあげたところでございます。

　なお、地方自治の本旨に対する教育委員長としての見解を求められましたが、これに答弁する立場にございませんので、差し控えさせていただきます。（「14人の４号委員、振興審議会の委員にどんな人を考えているのか」の声あり）

○新宮征一議長　佐藤市長。

○佐藤誠六市長　10年後の将来の姿を描くところの振興計画でございますし、また現今の厳しい、難しいところの実態に対処するところというものは、これは国もですけれども地方公共団体もそういう状態に置かれておるわけでございますから、ですから行財政改革、そしてまた将来の姿を描けるように、それにふさわしいような十分な御意見が聞かれるような方ということで、現在いろいろ選考中でございます。

○新宮征一議長　川越孝男議員。

○川越孝男議員　２問目に答弁をいただきましたけれども、１問目で私申しあげているんですが、寒河江市でやっているグラウンドワークとかボランティア、ＮＰＯ、その部分を否定したりなんか全然していないんです。ますますこれは必要になってくるであろうというふうな立場です。

しかし、市長は今ちゃんとやっているから大丈夫だ大丈夫だと言っていますけれども、分権一括法が通って、こういうさまざまな問題出てきて、今全国の自治体の中で、そこにやっぱり不十分さがある、というのは、我々住民は国民でもありますし市民なんです。国民は国会議員を選出して、議院内閣制で国で法律をつくって、国から全部おりてきます。そして、市町村に対しても前は縦指導あったんですが、今度それはできなくなってきますけれども、と同時に、私ども住民は首長と地方自治体の議会の議員を直接また選んでいるんです。そうしたときに国が国で法律をつくる、これは国民との信託はそこであって、そして国はこういうことをやりますというのが憲法で明らかにしているわけです、こういうふうにしますと。しかし、市民は一方では地方議会の首長と議員を選んでいる、ここでは条例をつくって、国と関係なくそこの地域の人の生活をよりよくするために、そこで条例をつくれるんです、こういう関係になった。

したがって、国とは関係なく地方自治体の住民の関係のものは条例でつくれるとなったわけですから、そうした場合の地方自治体の首長と住民、市民や町民、村民、あるいは県でいえば県民と、この関係でのものも必要だ、示すべきだというふうなのが、今日の地方分権一括法が出た以降、そこの部分が制度的にやっぱりないというふうなことで、今全国の自治体の中で住民自治基本条例の、名前はさまざまありますけれども、そういうものが今研究され、つくられているというふうなことなんです。したがって、今やっていることがだめだとか、文句つけるとか、理屈つけるとかというものではないんです。そこの部分が、これから避けて通れない課題になりますよと、たまたま今の市長や住民がそういう関係にあった、例えば変わってそんなのではないという、そういうふうな施策を展開された場合に執行権が今度あるんだというふうな形の中でなっていくとだめなものですから、今やっているようなものを、きちっと担保をしていくということが必要なんだというふうに、今それぞれの自治体の中で研究をし合いながらなっているという、そういう立場で申しあげているんです。

ましてや、今回の第５次振興計画というのは向こう10年間の寒河江市の計画、骨組みをつくるわけでありますから、そうしたときにやっぱり寒河江市の将来を見越して、そういうこともやっぱり、市民と議会と、執行部も当局も一緒になって勉強していかなければならない課題だなというふうなことは、極めて私は素直にそれこそ受けとめてほしいというふうに思います。

それから、教育委員長の憲法92条についてコメントする立場にないなんていうのは、まずあきれ返ったというところです。１問目でなかったら２問目で答えるつもりで２問で答えるんだったらあれですけれども、答える立場にないという、このことはどういうことでなのか、もちろん教育委員会といえども日本国憲法に基づいてすべてなっているわけでありますから、それを問われたのに答える立場にないというのは、何を根拠に言われているのか明らかにしていただきたいと思います。そしてもし、それが矛盾するようでしたら、３問目の答弁の際に見解をお聞かせをいただきたいと思います。

以上で３問終わります。

○新宮征一議長　佐藤市長。

〇佐藤誠六市長　地方分権一括法ができたから、地方の力が云々とか、あるいは地方の自立権が強くなったと、こういうことをおっしゃるわけでございますけれども、今、我々も議会も議員の方々も一緒だろうと思いますけれども、いかにして、この地方分権一括法関連、あるいは三位一体の改革の中でどのようにして地方に力をつけて、地方に自主的な財源を持ち込んで、そして、自治体の住民が好きなようなといいますか、一番欲しいところの団体にあったところのものを、これをつくり上げようとしておるわけでございまして、まさに産みの悩みを今我々は味わっているところだろうなと、こう思っております。

　ですから、地方分権一括法が制定されたから桃源郷が、ユートピアがもう来ているんだというようなことでは私はないと思います。これからが大変なときだと私は思っておりまして、ですから今、いろいろ議会筋、あるいは全国の諸団体とともに連携をして頑張っておるさなかでございまして、ですから、私は何も首長だから直接投票で選ばれて、地方の議員も直接投票で選ばれておるわけでございますけれども、首長にはそれなりの執行権限というものが与えられておるわけでございますから、それを存分にそしてまた意見を聞いて、そして生かそうと、こう思っておるわけでございます。

　それから、また基本条例でございます、市町村の条例でございますけれども、これ、地方分権一括法の時代だから何でもできると、こういうものではございません。私はそれは解釈として間違っていないと思いますし、これは国の法律の範囲内でということで、あるいは国の法律に抵触しない範囲内でということでしか条例はできないことになっておるわけでございます。これは、地方自治法も改正しなければ、これはできないわけでございまして、ですから、その辺は、これは議員もその辺を御理解していただければなと、こう思っております。

　ですけれども、それは、抽象的な自治条例というふうなものも基本条例も、それは制定できないことはないわけでございます。何ら法律に抵触しないということでございますれば、ですけれども、１問で答弁申しあげたように、条例というものはどうなんだと、どういうときに制定するんだというようなことを申しあげておりますから、また繰り返しませんけれども、そういう中で現在は制定する考えはございませんと、こういうことを申しあげておるところでございますので、そんなところですかな、以上です。

○新宮征一議長　芳賀教育長。

〇芳賀友幸教育長　お答え申しあげます。

　地方自治の本旨について、義務教育ではどのように示されているのかということで、第１問で委員長が答弁申しあげました。これが教育委員会の考え方でございます。

　御存じのとおり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の中で、教育委員会は５人の委員をもって構成するということで合議制をとってございますので、委員長の個人的な見解を求められたことに対しまして、公の議会の場で答弁すべきでないと、こういう御答弁を先ほど２問で委員長が申しあげたところでございます。御理解いただきたいと思います。

〇新宮征一議長　この際、暫時休憩いたします。

再開は午後１時といたします。

休　憩　午前１１時５７分

再　開　午後　１時００分

〇新宮征一議長　休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤聖作議員の質問

○新宮征一議長　通告番号12番について、20番遠藤聖作議員。

〔20番　遠藤聖作議員　登壇〕

○遠藤聖作議員　私は、日本共産党と通告してあるテーマに関心を寄せている市民を代表して、以下、市長に質問をいたします。

先ごろの川越議員の質問と若干ダブる点がありますけれども、少々我慢して聞いていただきたいと思います。

行財政改革についてでありますけれども、総務省はことし３月29日に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針を発表しています。これは昨年12月24日に閣議決定された今後の行政改革の方針を受けて出されたものであります。

ことしの年当初から、全国の自治体で取り組まれ始めた行財政改革の検討の取り組みは、そうした事情を背景にしているというものであります。本市も例外ではありません。

言うまでもなく、私たちは地方自治法に定める先ほど来議論ありましたけれども、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うという地方自治の目標を達成するために、行財政の全般にわたってむだをなくしたり、事業の効果と評価についての検証をしたり、不要不急の事業の見直しなどについて、日常不断に実施していかなければならないことは言うまでもないことであります。

これまで政府は1985年の中曽根内閣の行革大綱以来、今回の指針まで過去４回地方行革を促してきました。今回の地方行革の背景には昨年来、三位一体改革を口実にした小泉内閣の理不尽な交付税や補助金の削減によって、地方財政が深刻な危機に陥っている現実があり、地方自治体は行財政改革の取り組みにいや応なしに駆り立てられていることが大きな特徴であります。しかし、今回の行財政改革は、政府からの押しつけや、自治体の首長や幹部によるトップダウン的手法では成功するわけがなく、一つは政府に交付税の満額交付と、財源保障を引き続き強く求めていくとともに、各界各層の幅広い市民の英知を結集しなければならないと思います。

また、今回の行財政改革の計画案作成や実行段階で市の職員の積極的な参加協力は欠くことができません。さらに、政府の動向を見ると今回の行革には、公務員の身分や労働条件にかかわる問題にも踏み込んでいることを考えると、そうした重要な場面では、市職員労働組合との真剣で真摯な協議を十分に行われることを要請するものであります。

市議会でも今回の行財政改革について、各派代表から成る検討委員会を立ち上げ、合計７度にわたる検討を重ねてまいりました。その中で、各派が合意した点について議長に対し報告書を提出しています。その大要は、議長を通じ、議会の提言として市長に提示されたと伺っています。このことについて、私たち日本共産党市議団は、市議会内の検討委員会の場に行財政改革に対する基本的見解を提示し、その立場から積極的に論議に加わってまいりました。きょうは、その私たちの見解に基づいて、以下、市長に伺いたいと思います。

最初に、今回の行財政改革の取り組みについて、市長はどのようなスタンスを持って臨もうとしているのか。その基本的な姿勢、見解について伺いたいと思います。あわせて、官から民間へという政府の行革指針と地方自治体本来の役割について伺いたいと思います。

そして、いわゆる行革競争に陥らず、寒河江市の独自性あふれる行財政改革プランの策定手法について伺いたいと思います。

繰り返しますが、上意下達でなく、市職員の創意と工夫を最大限引き出して、結束を強める方向での計画の策定を行うことについて、どのようなことを考えているか伺いたいと思います。

さらに、先ほど来、議論が出ておりますけれども、行財政改革について、広範な市民が参加できるように

公募による行革委員の募集や、多様な市民の意見を集約するために市民アンケートの実施などを行う計画はないのか、重ねて伺いたいと思います。

また、基礎的情報の市報などによる公表によって、市民参加を促す取り組みをどう考えているのか、さらに市報など公開の場で市民の意見交換を行う場を提供することなど、民意集約のための多くの取り組みが考えられますが、そうしたことについてどのように考えているか伺いたいと思います。

次に、具体的な課題について伺います。項目が多いので簡潔に伺います。

第１点として行政組織のスリム化に関連して伺います。

一つは、課の整理統合といわゆる役付制度の簡素化について伺います。

二つは、職員定数の合理的な見直しは当然であります。しかし、業務の継続性と経験の継承を考えれば、この３年、１人の行政職の採用もないという事態は異常であります。毎年一定数の職員採用を実施することが、将来の寒河江市を考えた場合、必要なことではないか伺いたいと思います。

三つは、市長、助役の専用車の廃止であります。公用車をなくせというのではなくて、いわゆる専用車をなくして、職員全員が共有できるような公用車に移行すべきでないかということであります。いわば行政内部の行財政改革のシンボリックな存在であるだけに、この専用車の廃止に伴うインパクトは大きなものがあると考えます。

四つは、庁内清掃の職員による実施についてであります。この問題は、職員の職務ともかかわってきますので、上からの押しつけでなるものではありませんが問題提起としておきたいと思います。

第２点に、指定管理者制度などについて伺いたいと思います。

一つに、指定管理者制度導入について本市では３月議会の柏倉議員の質問に対して、当面対象となるのは現在管理委託をしている21業種について、早急に指定管理者制度への導入を考えたいというふうに答弁していますけれども、将来的にどの分野、どの範囲まで拡大する計画なのか伺いたいと思います。

二つに、民間活力は指定管理者制度の活用だけではありません。例えば、フローラ・ＳＡＧＡＥに市職員を現在２名配置していますが、その必要があるのかどうかということなども検討すべきであります。

また、市立病院に外来患者の接遇や車椅子の介助、介護などについて医療従事経験者によるボランティアの組織など、あくまでもこれは例えでありますけれども、広範囲な分野での市民の力の活用も考えられるのではないかということであります。

こうした方向性を、どのように打ち出そうとしているのか伺いたいと思います。

第３点について、事業のスリム化であります、伺います。

第１に、地方自治法の本旨でもうたっていますけれども、繰り返しますが、地方自治体の役割は、まず第一に地域住民の福祉の増進であります。そうした観点から見れば、今日のように市の財政が危機的な状況下に置かれている中で、これまで予算の３割も２割も占めてきた投資的事業を見直し、市民福祉や市民生活関連に予算配分の重点を移すべきであります。

昨年来、結果的にそういう方向に進んでおりますけれども、目的意識を持ってこうした方向に進むべきだと、私たちは考えています。そういう立場から、いわば一番市民福祉や市民生活と縁遠い象徴的存在となっている感のある最上川水面広場造成事業の即時中止を改めて求めたいと思います。また、チェリークア・パークの未処分用地や未活用用地の用途について、大胆な見直しと早期の処分を図るよう求めたいと思います。

次に、予定価格の上限に張りつくような現行の入札制度を見直し、事業予算の節約を図ることを求めたいと思います。

３点目に事業の評価システムを導入し、費用対効果を明確にして、さらに各種補助金などの見直しも行うようにすべきであります。

最後に、収支均衡を常に考えた財政運営を図ることについて伺いたいと思います。

これまでのように、毎年のように多額の起債に依存した財政運営を改め、経常収支比率や公債比率について健全な数値目標を設定し、そこに接近するべく年度ごとの取り組み目標や到達目標を設定することについて伺いたいと思います。また、それに関連して、年次ごとの歳入不足額は幾らか、そして各種事業を推進していくための必要な財源はどのように確保していくのか、その手だてや目標を示しながら取り組んでいくことについても伺って、第１問としたいと思います。

〇新宮征一議長　佐藤市長。

〔佐藤誠六市長　登壇〕

○佐藤誠六市長　お答えいたします。

まずは、行財政改革でございます。基本的な理念といいますか、考え方のお尋ねがございました。

私は、行政は常に事務事業の見直しを行いより少ない財源でより多くのサービス、より質の高いサービスを提供できるように、行財政改革というものは不断に行わなければならないものと考えております。今日の地方分権の時代における行財政改革は、市民との協働による自立した豊かな未来をつくるための行財政基盤の確立を目指さなければならないと考えております。

このことは、単に行政だけで実現できるものではございません。地域、企業、団体も含めた市民とまちづくりの目標を共有し、責任と役割を分担し、相互に協力し合って豊かな未来を築いていかなければならないと思っております。そういう中で、新たな行財政改革の中におきましては、組織の見直し、職員の定数削減、職員給与の見直し、事務事業の見直しなど行政のスリム化、経費の削減に努め、行財政基盤の確立を図るということと、それから民間のノウハウを活用し、サービスの向上を図るという視点で民間委託を進め、また行政に依存しない自立した主体性のある地域活動、団体の活動を推進していかなければならないと、このように思っております。

それから、職員の創意を生かすというふうなことについてのお話もございましたが、今回の行財政改革大綱の策定に当たりましては、これまでの行財政改革推進委員会や、行財政改革推進本部に加えまして、行財政改革検討委員会を設け、その下に係長級の職員による部会を設けております。そして、事務事業の見直しや民間委託などの改革の項目について職員がみずからの課題として検討してまいりましたし、今後もそのようにしていきたいと思っております。

それから、官から民という話もありました。国におきましては地方公共団体にさらなる改革を求め、お話がございましたように、ことしの３月に地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針というものを策定しております。この指針では、行政改革推進上の主要事項として民間委託の推進、指定管理者制度の活用などを掲げております。そもそも地方公共団体の役割は、地方自治法第１条の２において、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとされております。

私は住民の福祉の増進とは、つまりは住民により高いサービスの提供をすることであると考えております。限られた財源でサービスを行うには、行財政改革が必要でございます。今回の新たな行財政改革の重点項目として民間委託の推進を考えているところであります。民間委託は民間で実施した方がより高いサービスを提供できる、あるいは同等のサービスが提供できるものは民間にゆだねるという考えでございます。

また、民間委託により行政コストの削減という効果も期待できるものであり、民間委託により生み出した財源というものを他のサービス提供の財源に用いることができるものと思っております。

それから、独自性あるプラン、その中でいわゆる公募の話とか意見の集約とか情報提供についての御質問がございました。

まず、公募による委員の問題でございますけれども、さきに川越議員の御質問にもお答え申しあげましたように、地方を取り巻く地方分権や三位一体の改革などの厳しい状況の中で、行財政改革を抜きにして振興計画の策定はないと考えておりました。今回は、振興審議会委員と行財政改革推進委員会委員を同じ方にお願いしようと考えておりますので、行財政改革推進委員を公募で新たにお願いすることは考えておりません。

それから、多数の意見の集約でございますけれど、先月座談会を開催いたしまして、各種団体の代表の方々から御意見をいただいております。また６月５日号の市報において、第５次振興計画と行財政改革大綱に関し

て、広く御意見を郵送や電子メールなどでいただくことにしております。また、秋には市民を対象として地域座談会を開催し、御意見などを伺うとともに行財政改革推進委員会や地域座談会で話し合われた内容についても市民に公表する予定でおります。このようにしまして、市民の多様な意見の集約を図る考えでございますので、格別アンケートの実施というようなことは考えていないところでございます。

また、この情報の提供でございますけれども、これまでも財政資料として、財政状況とバランスシートを市報で公表いたしておりますが、必要な情報については随時提供してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、行政組織のスリム化という点で何点かお話がございました。お答えいたします。

職員定数の問題でございますけれども、現在行財政改革推進委員会に諮問すべく原案の作成に当たって、全庁対応で組織の見直し、事務事業の見直し、それから民間委託の推進などに取り組んでおるわけでございまして、そういう中で業務量に見合った定員適正化計画ということを策定してまいりたいと思っております。

また、役付職員につきましても、組織とも関連しますのでその辺につきましても、今後十分検討してまいりたいとこのように思っております。

次に、順序がいろいろになろうかと思いますけれども、指定管理者制度でございますが、すべての公の施設について制度導入の可否というものを検討しております。その中で、平成18年４月から指定管理者による管理を行おうとしている施設は、現在管理委託をしている施設及び管理業務のほとんどが業務委託されている施設でございます。したがいまして、現在管理委託を導入している施設で今回条例改正を行っていない施設につきましては、調整が整い次第、条例を改正してまいりたいと、このように思っております。

それから、ボランティア活動についてのお話がございました。先ほども申しあげましたように、現在、策定を進めておりますところの行財政改革大綱におきましては、市民と行政の協働という考え方を打ち出しております。

寒河江型グラウンドワークでは、一人一人が無償で力と知恵を出し合いながら環境の整備を、あるいは公園の整備とかその他いろいろな地域づくりに大きな成果を上げておるわけでございまして、ボランティアの意識、そしてまちづくりへの参加という意識が、私は市民に大きく定着、浸透しているものと見ておるわけでございます。

市民が自分の資質を生かし、意欲を持って福祉やまちづくりなどに積極的に参加していただくことは大変すばらしいことだなと思います。本市では現在も福祉ボランティア、観光ボランティア、歴史ボランティア、花咲かフェアのボランティアなどいろいろな分野で活躍していただいております。今後もボランティアセンターの活用を図り、市民の力によるまちづくりというものを進めてまいりたいと思っております。

それから、市長、助役専用の公用車の廃止についてもお尋ねがございました。

私は、これまで市政を運営していくという上で、日程が許す限りさまざまな行事等に参加して、市民の意見を拝聴しながら市政運営を行ってきたところであります。そのため日々の日程が過密なスケジュールとなっておりますが、今後におきましてもその方針は続けていきたいと思っております。そのためにも、会場等に移動するための公用車は必要不可欠なものであると思っておりますので、市長専用車を廃止する考えは持っておりません。

それから、助役専用車についてのお尋ねでございますが、助役専用車はございません。運転手づきの公用車については助役だけが使用しているわけではございません。議長や来客の対応に使用するなど公用車の有効活用を図っておりますので、これも廃止については考えていないところでございます。

それから、職員による清掃についてもお尋ねされました。行財政改革大綱におきまして、経常的な経費の節減を改革項目として掲げる考えでございますので、その中で清掃業務委託内容の見直しに合わせまして検討してまいりたいと考えております。

次に、スリム化ということで、事業の何点かについてのお尋ねがございましたし、財政上の問題も取り上げられております。

まずは、最上川の多目的水面広場でございますが、本市がより元気となっていくためには、最上川寒河江緑地整備事業と最上川ふるさと総合公園整備事業、そしてチェリークア・パーク内の滞在型施設を結びつけて、最上川沿岸最大規模のスポーツレクリエーション基地を構築することが急務であると考えており、多目的水面広場の早期完成を目指していきたいと考えております。したがって中止する考えは持っておりません。

それから、クア・パークの見直しでございますが、早期処分をしてはとの質問でございますが、クア・パークは昭和55年に高瀬山地区で温泉の掘削に成功し、源泉を市が所有したころからの悲願でございます。平成５年に市がチェリークア・パーク基本計画を策定し、国、県、道路公団、民間と一体になり、計画を推進してきたところであります。国、道路公団が所管するサービスエリアは既に供用を開始され、順調に推移しております。県が所管している最上川ふるさと総合公園では、平成14年に御案内のように全国都市緑化フェアが開催され、その後も計画的に公園整備が進められております。既に供用されているところで、市におきましては、毎年花咲かフェアＩＮさがえを行ってきておりますし、６月11日からまた第３回目をやろうとしているところでございます。

御質問の民活エリアでございますが、御案内のとおり民活エリアは大きく分けて二つのエリアに分けられるのではないかなと思います。最上川沿いにはホテル旅館などの滞在型施設の建設を、一方、道路を挟んでの場所１万坪と 5,000坪の土地については、スパ温泉施設と物販施設などを計画したところでございます。基本計画は平成５年に策定したものであり、10年以上も経過した今日では、当時計画したスパ等の施設は全国的に見ても下火になってきております。この施設での事業進出は大変難しいのではないかなと思っております。そこでこのエリアについては、スパ温泉施設に限らず集客機能を持った施設を誘致しているところでございます。このことについては、前の議会でも申しあげたと思っております。

スパ施設エリアについての誘致業種は拡大したものの、クア・パーク全体の計画は現在も変わっていないところでありますが、もしも計画の見直しが必要であると考えた場合においては、第一義的にこのクア・パークの開発計画に賛同し、組織している民活エリア開発推進連絡会に諮り、賛同を得た上であれば見直しするということもできるものであると思っております。

いずれにしましても、民間事業者の誘致を図り、クア・パークを通して本市はもちろん本県の観光の振興を図るとともに、地域の活性化を目指すものでございます。

それから、入札制度でございますが、市の入札につきましては、建設工事に係るもの、業務委託に係るもの、そして物品の購入、借り入れに係るものなど、多くの業務で実施されておりますが、御質問は建設工事に係るものと思われますので、そのことを前提としてお答え申しあげます。

建設工事に係る入札につきましては、これまで大規模な建築工事、ハートフルセンターの建設とか醍醐小学校の校舎改築とかにおきましては、条件付一般競争入札を採用してきたほか、入札回数を原則２回としたり、また談合を助長するおそれがあると言われる現場説明会や指名業者の事前公表などを順次廃止するなど改善に努めてきたところでございます。

建設工事に係る予算の計上についてでございますが、現在は設計上、積算された数字よりも厳しい額で予算

化されております。予定価格の設定はさらに厳しくしているのが現状であります。

また、落札率は御案内のとおり予定価格に対する落札金額の割合でありますが、予定価格を下げればどうしても落札金額は予定価格に近づくことになり、落札率の数値が高くなります。現実に、こういう実態ではないかなと思っております。このことから、落札金額と予定価格との差がどの程度であれば、競争性があるとか妥当であるとかの判断は非常に難しいのではないのかなと、このように思っております。

次に、事業評価システムの導入についてでございます。これも議会におきましては何度か質問を受けたかなと思っております。

事務事業を評価するには、その事業の規模などにもよりますし、地域の状況、住民の要望度、社会情勢の変化、将来の展望などいろいろな角度から総合的に判断していかなければならないと考えております。したがって、評価をシステム化することが大変難しいものと思っております。それよりも結果について、広く市民の声を聞き、費用対効果を踏まえるとともに、今後の施策に反映させていくことが重要かなと、このように思っております。

それから、予算のことでの数値目標ということの質問がございました。

健全な財政運営に資するためには、さまざまな財政指標というものが定められております。例えば、経常収支比率でございますけれども、これは人件費や扶助費、公債費などの義務的経費に市税や地方交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を判断する指標とされております。

それから公債費比率につきましては、経常一般財源に占める公債費一般財源の割合をいうものでございます。地方公共団体における公債費における財政負担の度合いを判断する指標の一つでございます。

寒河江市の例を申しあげますと、寒河江市の平成15年度決算における経常収支比率は88.4、公債費比率は18.6となっております。山形県内の13市の平均を見てみますと、経常収支比率は88.7、公債費比率は18.2となっており、いずれも本市とほぼ同様な数値となっております。全体的に見まして、全国どこの市町村でも同じでございますが、数値は上昇傾向にあるようでございます。その原因といたしましては、国の景気対策に伴う公債費や社会保障費などの義務的経費の増とともに、三位一体の改革による地方交付税の減が上げられるわけでございます。

数値目標と、そのための取り組み目標の設定をということでございますが、現在の地方財政は大きな過渡期にあります。先の見通しが非常に立てにくい状況にあろうかと思います。昨年11月に三位一体の改革の全体像が政府・与党合意のもとに示されましたが、補助金改革などにおいて結論が先送りされ、これから詰められることになっております。また、地方交付税の改革、これは結果的には交付税の削減につながるものでありますが、これにつきましては、引き続き進められることとされております。その改革の進みぐあいがどのようになるのか、また平成19年度からの第２期改革の話も出ておりまして、先が全く見えない状況にございます。このため、各自治体におきましては、年末に国から示される地方財政計画をもとに翌年度の予算を組むのが精いっぱいの状況ではないかと思っております。そうした中で数値目標、取り組み目標を設定するということは非常に難しく、また実態にそぐわないおそれもございまして、現実的なことではないと考えております。

それから、余り項目がたんとありまして、どれがどれだかわからなくなってしまいました。

それから、歳入不足額や事業推進のための必要額をどう確保するのかというような質問もあったようでございます。

歳入につきましては、自治体みずからの判断や裁量で大きく伸ばすということは容易ではないと思っております。税につきましては、国の定める標準税率が基準になりますし、また平成16年度の税制改正で地方公共団

体の課税自主権の拡大が図られましたけれども、即座に対応できるものではありません。さらに、地方交付税につきましても、国で策定する地方財政計画で決まるものでございまして、自治体の裁量が及ばないものでございます。少しでも歳入の増につなげていくためには、税や使用料の徴収確保に努めることや、受益者負担の適正化を図ること、活用計画のない土地の売却や建物の有効利用、そして産業振興や企業誘致などによるところの税収増を図ることなのではないかなと、このように思います。

しかし、大幅な歳入増が望めない現在、できるだけ事業を選択し、限られた財源の重点配分と経費支出の効率化を図りながら、将来の財政需要を見据えた持続可能な財政運営を心がけていくことが肝要なことだろうと思っております。国、地方を通じて財政的に非常に厳しく、また難しい状況にあろうかと思います。このような中で行財政改革におきましても、そうした財政運営と一体となった形で進めていかなければならないと思っております。以上でございます。

○新宮征一議長　遠藤聖作議員。

○遠藤聖作議員　通告が多過ぎましたようで、質問の倍の時間を答弁に充てていただきましてありがとうございます。

幾つか、内容を絞って２問を行いたいと思います。

今回の行財政改革の出発点が、昨年の政府の閣議決定がスタートだということは、市長自身もおっしゃいましたし、それに対して地方６団体はどういう考えを持っているかということが、まず、一つは大事であります。

ここに６団体が出したパンフレットがありますけれども、三位一体改革とは言いながら、税財源の保障が全く見通しがない中で交付税がカットされているということに対して挙げて反対をしているわけです。知事会、市長会、都道府県議会議長会、市議会議長会、町村会、町村議会議長会、この６団体がこれほど結束して政府に対して物を言うというのも、過去に余り例がなかったのではないかというふうに思います。

それで、当選回数が山形県内では一番長い市長として、ぜひリーダーシップを県内でもとっていただいて、政府に堂々と物を言うことを繰り返し繰り返しやっていただきたいということを、まず最初に申しあげたいと思います。

いろいろ取り組みの中で、行財政改革のスタンス、それから市民の声をどのように反映させていくかというようなことについて、若干、私の意見とも食い違いがあるようですけれども、やっぱり基本は市民が主人公でありますので、あらゆる手だてを尽くすということが、まず必要だと。これでいいということはないわけで、ましてや、振興計画とリンクさせてセットにして取り組むというわけですので、物も大きくなっているし、分野も非常に幅広くなっているということを考えれば、どれだけ多くの多様な声が、市民の声がこの中に反映されるかというのが基本になるというふうに私は思います。ですから、あれだめだ、これだめだ、これやっているからこれはいいのだというふうにはならないというふうに思います。それで考えられる手法はどれだけ多く出たとしても、多過ぎることはないので、ぜひそういう立場でいろんな提言を排除しないで、検討のたたき台の一つに上げていただきたい。

それから振興計画つくるときには、市民アンケートをとるというのは常道だったわけです。そういう面でも、ぜひそういうことを改めて検討していただきたいというふうに思います。

それから、ぜひこれはどこから入っていいかわかりませんけれども、一つ一つ上からいきますけれども、具体的な課題についてでありますが、これは議会の検討委員会の中でも相当議論が出たところでありますが、話は聞いていると思うんですが、課の統廃合や、整理統合や役付職員の問題でいろいろ議論が出されました。その中で、これは県内の自治体でも相当課の整理統合は積極的にやられているようでありまして、課がふえたというのは寒河江市だけではないかなというふうに思います。

それから、課長級の職員の数が課の数に比較してどうかというふうな指標も出たんですけれども、現在28課ですか、それに出先の課長ポストも含めますと31か32ぐらいになるのかなという気がしますけれども、それに対して課長ポストの職員の数が主幹も含めましてですけれども43名になります。10名以上多い、３人いる課で課長が１人、あるいは12人の職員で課長が２人、13人の職員で課長職が２人というふうに、それに付随して副主幹とか課長補佐が当然伴っているわけで、これが全部で42ですか、課長補佐級が42名と、これもやっぱり課の数よりも10名以上多いということで、いわば管理職あるいはそれに匹敵する職員の数が異常に多いというのが実態ではないかというふうに思います。

職員の待遇という問題でいえば、私たちもそう余り大きな異論はないわけですけれども、しかし、それでも

余りにも多いのではないかと。例えば、さっき言ったように３人職員で課長職が２人と、これは地域振興課ですけれども、仕事が一般事務職が１人しかいないというわけですから、どういうふうなチームワークでこれやるのか、これ市民が見たらとっても不思議だと思うはずです。こういうことになってしまっている、いわゆる管理職の肥大化、役付職員の肥大化というのは、民間企業ではいわば外に対していわば箔をつけるために課長の肩書の名刺を渡したり、部長の肩書の名刺をつくってやったりというのがありますけれども、職務上でこれだけ管理職が多いという職場は民間企業の中ではないのではないかというふうに思います。

当然人件費もその分押し上げているわけで、もう少しまともな職階制度に戻すべきではないかと。ある職員などに言わせますと、これは市長が職員をいわば人事で何といいますか釣るというか、そういう言い方はないかもしれませんが競わせる、あるいは忠誠を誓わせる一つの手段にしているのではないかというふうに言っている職員もいるくらいでありまして、やっぱりこれは普通の常識で見た場合は、余り勧められた、いわば管理職の数ではないのではないかというふうに思います。

それから、同時に人を減らせばいいということだけで、さっき市長も答弁ありましたけれども、具体的に業務に見合った職員の定数を改めて見直していくというふうに言いましたので、これは繰り返しませんが、どんどん減らしていけばいいというものではなくて、きちっと連携のとれた公務員としての業務をなし遂げていくためにも、きちっとした定数管理が必要だと、それがこれまで余りやられてこなかったのが問題でありまして、どんどん仕事はふえる、人は減るということでは職員の士気にもかかわる問題でありまして、ぜひそこのところを実行していただきたい。

それから、これは答弁なかったんですが、この３年間、職員採用が行政職ありませんでした。これも余り民間企業では考えられないことでして、将来の幹部政策にしてもあるいは事業の、職務の継続あるいは経験の蓄積、継承という点からいきましても、一定数の職員は苦しくとも採用していくということが必要なのではないかというふうに思います。その分のカバーをどうするかというのは、当然これは管理者の知恵と工夫が必要なわけですけれども、そういうことはぜひ考えていただきたい。

市長、助役の専用車、助役の専用車ではないということですけれども、一応助役車というふうに言っていたものですから、確かに議長が使ったりしておりますけれども、米沢市長は専用車なくしましたよね。競売したんだそうですけれども、最初なかなか落札者いなかったんですが、この前ホームページで見たら 300万円ほどで売れたということでしたけれども、今の市長専用車がどのくらいするかわかりませんが、普通の乗用車で構わないのではないかという意味で言ったわけでありまして、公用車を使うなということを言ったのではありません。誤解のないようにお願いをしたいと思います。

それから、指定管理者の問題はあさって、９日の日に松田議員が質問しますので、これ以上の踏み込んだ質問はいたしませんけれども、柏倉議員の質問に、市民浴場なども対象の範囲だという答弁をしています。そのほかにどういうものを考えているのかだけ、お答えをいただきたい。

それからフローラへの職員配置をやっていますけれども、その必要性があるのかというふうな指摘に対してはどうなのか、お答えをいただきたい。

一つの例えとして、市立病院へのボランティアの組織という問題も提起していますけれども、考えがあればお答えをいただきたい。

それから水面広場は予算上は事業計画、当初の計画から見れば３分の１程度に落ち込んでおりますけれども、それでもやると、そのくらい当初の計画はずさんだったのかあるいは後で継ぎ足していくつもりなのかわかりませんけれども、あの必要性はないですよ。南部地区の住民は運動公園を求めていたわけで、水面広場あ

れほど広大な沼を掘って、遊び場をつくる、いわばぜいたく三昧、そういうのは大金を投じてやるような時期でもないし、今はそういう時代でもないというふうなことを認識していただきたいなというふうに思って提起をしているわけで、これは平行線をたどると思いますけれども、あえて申しあげておきます。

それからクア・パークの問題ですが、今の段階で民活部分に進出するあるいは建設する、同様のシンフォニーのようなホテルあるいはその種の施設を計画している業者がいるのか、今の段階で。それから王将といちらくが撤退した後の空き地、購入したいという業者が出ているのか。それから中パの寒河江市が引き受けた分、土地ですけれども、これは既に 1,000万円近い市費が金利負担でつぎ込まれています。 1,000万円というと大変な金額です。維持するだけでそれだけのあそこに公金が、税金がつぎ込まれているわけで、今、議会事務局でも昼間の電気消して頑張っています、節電ということで。そういうささやかな節約をいっぱい積み上げて、幾らぐらい節約になるでしょうか。にもかかわらず、片一方でそういうふうにお金がどんどん逃げていくと、使われていくというような、いわば片手落ちのことは、市民には案外知られていませんけれども、市民には、やっぱりそういうところにも市長は神経を配って気にして、何とかしなきゃいけないというふうに思いをいたすべきだというふうに思います。

確かに、寒河江市独自の花フェアはいいでしょう、それは、ただ、そのとき何週間かのためにあそこが駐車場にしか使われていないわけですね、今。それでは余りにも大きなむだ遣いではないかというふうに、私は思います。率直にそこは、何度でも私は申しあげたいと思います。そういう意味で、確かに観光事業あるいはいわば外からいろんな人が来るとか、情報の発信だとかというふうな言い方はできますけれども、もっとそういうむだをなくしながらやる方法は、たくさんあるのではないかということをあえて申しあげたいと思います。

それから、入札の予定価格の上限に張りつく問題は、これはなかなか難しい問題です。私たちも何度かこの問題ではさまざまな提案もしているし、各地を視察して、その先進的な事例も紹介してまいりました。横須賀市や座間市では予定価格の８割台に入札価格が落ち込むという経験もしているという事例も過去に紹介したことがあります。これは電子入札の結果でありましたけれども、ただ、条件やいろんな場所、自治体の規模とかが違ったりして、そういう面での寒河江に導入していく場合の検討というのは必要ですけれども、要するに予定価格に近くなるのはやむを得ないのかなみたいな市長答弁しましたけれども、これは競争入札ですので、それより下回る場合だって当然あるわけです。最低限価格を決めていれば別ですけれども、きちっとした審査を経て落札したものであれば予定価格を下回っても当然だというふうに、私は思います。そういう意味で、何かいろんな方法がないのか、電子入札といっても議会では提言したような気がしますけれども、そういうふうな取り組みなどについても早急に手をつけるべきではないかというふうに思います。

それから、健全な数値目標、収支の均衡を図っていくという、これは余り意味がないというようなお話もありました。意味がないと言えば、意味がないんです、これは。何でもそうですよ、自治体の計画だって何だって、いろんな状況の変化が常に起こりますし、それに狂ってくることは当然あるんです。ただ、目標を持つということ、そして、それに努力をするということ、これはとうといことだし大切なことだと私は思っています。だからそういうふうに簡単に言わないで、やっぱり、経常収支比率は、今88であれば85まで落としたい、公債費比率も18なら17まで落としたい、３年かかってそこまで持っていきたいというような具体的な目標を設定すべきではないか。

市長は意味がないと言いましたけれども、よその自治体ではそういう目標を設定してやっている自治体もあるんです。これ、私ホームページで探してみたらありましたので、当然市の職員だって、私よりはるかにパソコンの操作は優れていますので、その気になれば幾らでも探し出せると思います。ぜひ、そういうのを参考に

しながらやっていただきたいというふうに思います。

　それから、歳入をふやすというのは大変なことだというふうにおっしゃいました。それは当然そうでしょう。だとしたら出を減らすしかないわけです。そういう意味でも、ぜひそういう目標に照らしてどこをどう減らしたらいいのかというふうな計画性を持った、要するにやみくもに減らしていく、削減していく、一律に減らすとかというやり方ではなくて、めり張りをつけた市民のための予算というものを作成していくためにも、具体的にそれを市民に明示していく必要があるのではないか、その責任が市長にはあるのではないかということをお聞きして、第２問としたいと思います。

○新宮征一議長　佐藤市長。

○佐藤誠六市長　また、何点かの御質問がございました。

行革でございますけれども、何も三位一体だからしているというものじゃございません。これは前から行財政改革委員会というのはございまして、その中で議論してきて、それの目標を定めながら進んできたところでございまして、不断の努力というものはこれまでも続けてきたところでございますし、これからもそのように考えながら、スリム化を図っていかなくちゃなりませんし、そしてまた必要な経費にそれを充てていかなくちゃならないと、こう思っておるわけでございます。

それから、課の統廃合でございますが、これは管理職をふやして、それで人事の統制を図っているかのごとき御質問がございましたけれども、そういうものではございません。あくまでも必要な職制というものを置いてそれなりの部門でそれなりの働きをされていただいていると、こういうことでございまして、単に管理職等の数をふやしたというものではございません。その辺は御理解いただいてもらわなくちゃならないなと、こう思っております。

また、その少ない職員の例としまして地域振興課を挙げられておりますけれども、地域振興課の業務内容というものをごらんになればおわかりかと思いますけれども、これまで、寒河江市がここまで発展してきたというのは地域振興課という顔をつくって、その中でチェリーランドやらクア・パークやら、あるいは工業団地の造成、企業誘致、こういうことをしてきたわけでございますが、こういう時代になりましたから、１人減らし、２人減らしていって現在は３名でございますか、ということになってきておりますけれども、人とのつながりもございますし、あるいは情報の収集ということもございます。非常に専門的になりますし、あるいは生涯的な分野というものが重要な位置づけを持っておるわけでございますので、本来ならば余り、人事異動でかえたいところでございますけれども、そうできないところの問題が地域振興課にあると、こういうことでございます。ですから、現在の体制で大きな事業、今いろいろ質問ありましたところのクア・パークにしましても、それらに対してあるいは工業団地にしましてもあるいは工業団地のこれからの見直しにつきましても、そういう重要な事業を行っておりますから、独立させて専門的なあるいは広い視野での対応というものをゆだねておるところでございまして、一概に人数が少ないからとか、一概に数が多いとかと、こういうものでは私はないと思っております。

それから、指定管理者の指定のことでございますけれども、すべてに検討してまいろうと、このように思っておるわけでございます。

それから、毎年一定の、もとに戻りますけれども、一定の職員採用というふうなことでございますけれども、適正化計画というようなものを、これを策定することにしておりまして、職員の年齢構成というようなものを十分勘案して、今後の退職それから新規採用というものを見つめていかなければなりませんが、なるべく少ない職員数で現在の職務を処理していくという観点からいけば、やはり職員の採用というものは差し控えて職員数を減らしてということで、対応していかなくてはならないと、こう思っておりますので、新規採用はここ三、四年控えておりますし、今後ともそれは余り望めない状況かなと、このように思っております。

それから、先ほど申しあげました課の整理統合と役付の問題でございますけれども、１問でも申しあげましたけれども、組織との関連というのが出てくるわけでございまして、どのような課を設けるか、現在の課、室の整理統合というものをどの程度やるかというようなことにつながってくるわけでございまして、そういうことを今いろいろ議論して案を出そう、事務局に考えさせておるわけでございますけれども、なるべくならば、関連するというような業務というものにつきましては、これは統合するというようなことも考えられるわけで

ございますし、そういう方向で、ただ非常に具体的に課名の変更ということになりますと、市民とのかかわりもございますし、今までなれ親しんできたところの課名を変更するというようなこともございますけれども、思い切ってここで市民の御理解も得ながら、組織の編成等に取り組んでまいりたいと、このように思っております。

それから、職階制度というようなことのお話がございました。職務と等級等の合致ということでございまして、今までの、これは国もさることながら地方自治体の給与体制というものは、非常に職務と一致しないで上位等級に上られるというようなことが人件費のアップにつながってきておると、こういうことが指摘されておりますし、そのとおりだと思います。

そういう意味で職階制度は是正すべきだと、こういうふうな御指摘を受けたわけでございますけれども、今後そういういわゆる上位の等級に、給料の等級に進むことができると、黙っておっても年数だけがたてばわたられるというようなことは、これはやっぱり考えていかなくちゃならないだろうと思いますし、この辺も人事院勧告等におきまして、十分これまでも指摘されておりますし、今後とも地方公務員の給与制度のあり方については、議論されあるいは指摘されるものと、このように思っております。

それから、フローラＳＡＧＡＥの職員の問題もございましたが、これは、今おわかりかと思いますけれども、その利活用それから施設設備の維持管理それから貸し出しと、そういう分野に配置しておるわけでございますが、この辺もフローラＳＡＧＡＥが今度駅前中心市街地整備事業が完了するということで、あそこにおりました職員もあるいは事務室も開放されるということも出てくるわけでございますが、それとのかかわり、そしてまた中心市街地の活性化という意味での商工観光分野の問題等々を考え合わせながら、あの中心市街地フローラＳＡＧＡＥに配置しているところの職員の活用、あるいは商工業全体の活性化のためにあいてくるところの部屋の活用というようなものも考えておるところでございまして、今後の検討ということでしておるところでございます。

それから、多目的水面広場でのお尋ねがあったわけでございますけれども、やっぱり何をやめる、かにをやめる、やめることはこれは言うに易しいんでございますし、あるいはどれを進めるかという、これは難しいのでございまして、ですけれども、ただ、今の今苦しいから何でもやめるというものでは、私はないと思います。将来のことを考えて、やっぱり、寒河江の後世に残せるものは何かと、後世において将来において元気づけるものは何かとか、そういうことを見通して、あるいはそれを考えてするというのがこれが政治だろうと思いますし、政策だろうと思っております。今の今がどうのこうのと、こういうだけで目先のことばかりを考えるというものでは、私はないと思っております。

それにおきましては、工業団地にしましてもあれだけの企業が誘致されまして、あるいはチェリーランドさがえにおきましても大変な寒河江の元気よさ、発展につながっておると、このようにも思いますし、雇用の増大にも結びついておると、このように思うわけでございますから、今の今でマイナスどうのこうのというだけじゃなくて、将来のことを考えて、将来の寒河江の市民にあるいは寒河江市に残せるものは何か、将来の発展のためということを考え合わせるならば、今の事業はどうかという判断に立ってやらなくちゃならないものと、私は思っておるところでございます。

クア・パークにしましても、ただ、お金が逃げていくだけだと、こういうふうなお話がございましたけれども、そういう観点からもう少し考えていただければ、時期的に悪い時期にあったことは確かでございますけれども、もう少し我慢の中で将来を見つめて対応していかなくちゃならないと、このように思っております。

したがいまして、現在の中パにしましても、あるいは王将の土地にいたしましてもいろいろ、先ほど申しあ

げた担当の方におきまして、あるいはまた助役とあるいは私もいろいろ誘致なり、あるいは話し合いを継続されておるところでございます。

それから、予定価格の話がありました。これは本来ならば設計金額というものがあって、そしてまた歩切りして予定価格、そしてまたそこに落札と、こういうことになっておるわけでございますが、現在の設計金額というものをもっともっと妥当なものに見直しというか、現在のような考え方でいいのかなと、設計の立て方でいいのかというようなことは議論をしなくちゃならないと思いますし、国の方におきましてもいろいろな原材料とか人夫賃とかいろいろな要件をかみ合わせながら検討しておると思われるわけでございますけれども、寒河江市で工夫できるものがあるかどうかと、大分詰めてきた設計金額なりあるいは予定価格制度だろうと、このように思っておりますけれども、本当に何といいますか、節減できるようなものがあるかどうかというようなことは、その事業事業、あるいは設計の段階で十分検討していかなくちゃならないだろうと、このように思っております。

それから、財政関係の数値目標といいますか、それについてのお話がございました。お言葉を返すようでございますけれども、私は意味がないということは一言も言っておりませんから、それ御承知おきください。非常に難しいということは言いましたけれども、目標を立てることに意味がないとは言っておりませんから、どうぞひとり歩きされますと私も大変迷惑でございますから。

それから、削減の仕方については明示してほしいとか、あるいはめり張りをつけて、全くそのとおりでございまして、事務事業の見直しにつきましては、いろいろ御意見を承りながら、そして、めり張りをつけて一律削減とか、一律10%削減とか、これまでとってきた手法というのはそういうわけでございますけれども、そういう時代はそろそろ終わりにしなくちゃならないのではないかなと。そういう意味においては、やっぱり議員の皆様方あるいは市民の皆様方あるいは団体等の皆様方の御理解もいただかないと、ただ減らされたとか、削られたと、こういうように受けとられましては、本当の行財政改革の意義というものが出てこないと、このように思っておるわけでございますので、やはりその辺はちゃんと理由をつけて、そして御理解と納得をしてもらって、そしてやるべきことはやってまいろうというような気持ちで取り組んでおるところでございます。以上です。

〇新宮征一議長　遠藤議員。あと残り８分ぐらい　ですのでよろしく。

○遠藤聖作議員　会議録を後できちっと起こしてもらって、正確に評価をしたいというふうに思いますけれども、この行財政改革というのは、私たちも今回かなり踏み込んで提起をした部分もあります。それはなぜかといいますと、あくまでも市の行政というのは公の行政でありまして、市民の福祉の増進、これは地方自治法の条文の中に一番最初に書いてあるところなんですね。そこを基本にするというふうに書いてあります。そこを踏み外さないように事業、市の執行を進めていくためにもきちっとした行財政改革を進めて、市民の幸せのために行政運営をやるというところの、一本筋の入った行政をしっかりとしてもらいたいから、こういう提言を私たちもしたということでありまして、御理解をいただきたいというふうに思います。

市長もかなり頑固で、例えば水面広場は絶対やるというふうに言うし、私たちもこれはむだだと、やるべきでないと言うし、そこはやっぱりいろんな議論があるところで議会なんです。そして、それをいわば反映する形で市民の中にもそういう声がさまざまあるということなんです。ですから、私たちの主張を支持するだけでなくて、市長の意見を支持する市民もいるだろうし、そういう議論がちょうちょうはっしとやられるような場をやっぱり設けないと、この行財政改革は進まないし、そして振興計画だっていわゆる市長の言うとおりだけの振興計画だけでなくて、市民のいわゆる少数意見でもかなり根強く出てくる意見などもあるわけで、そういうものも踏まえた形で計画を作成するというふうな、いわゆるバランスのとれた行政計画というのが必要なのではないかという点を、私は申しあげているわけでありまして、言葉の揚げ足取りを言っているわけでもないんです。

ですから、意味がないと言わないと言いますけれども、いろんな数値目標を設置すること自体が余り、将来狂う場合もあるから、これは意味がないというふうに私はとったんですけれども、要するにそんな意味なわけですよ、難しいと言おうが何と言おうが、そいういう言葉のやりとりだけの揚げ足取りのような言い方を私はしたくないし。それで、私はもっと建設的に、前向きに、いわゆる反対意見をどんとぶつけて、市長はそれに受けて立ってというふうなやりとりがもっともっと議会の場でもあるべきだし、市民レベルの場でもあるべきだというふうに、私は思います。

例えば、フローラから職員を引き揚げろというのは、これは、この指定管理者制度が出てくる前から私は考えていました。なぜかというと、あそこに行くと、予算がないんです、あそこに。事業予算がないんです。人件費は商工観光課の方から出る、そういう、何かやろうとしてもできない。アイデアだけで勝負しなきゃいけない、そういう幾らかのお茶代くらいの予算はあるんでしょうけれども、そういう、前は３人いたころですか、はそういう話があった。そのときからああ、これだったら職員なんかいなくていいし、むしろ事業団などに委託した方がいいと、もっと職員の力は別な方で使って生かしてもらえればいいというふうに思っていました。今回、指定管理者制度が出た際にも、やっぱり同じようなことを私は考えたものですから、この提案をしているわけであります。

そういう意味で、市長が駅前開発云々あるいは中心市街地の活性化云々というふうなものとはちょっと別な観点からの御提言なわけです。クア・パークも余りいい時代にぶつからなかったというふうな話ですけれども、そんなことを言ったら、どこのいわゆるリゾート施設もそうなんです、寒河江だけじゃないんです。そこで撤退があったりあるいは事業の縮小があったりということがやられているわけで、やっぱりそれを時代を踏まえて適切に出処進退を決めていくということも必要なのではないかと、ごく普通の御意見を申しあげているわけで御理解をいただきたいなというふう思います。

それから、入札についてもぜひいろんな情報、全国の情報を取り寄せて検討していただきたい。議会として

も電子入札ということを具体的に明示していますので、それを受けて具体的に検討に入っていただきたいなというふうに思います。

　それから、課の整理統合等の問題については、これは市長のいわば専権事項ですので、これ以上踏み込めませんけれども、やっぱりあの県内の44市町村の中に次々と、新聞報道を見ると課の統合あるいは縮小ということがやられています。ちょっと寒河江がおくれているかなという気がしますけれども、やっぱりそういう時宜に見合った取り組みが必要なのではないかというふうに思います。

　時間があと１分ぐらいしかないので終わります。

散　　　　　　　　会　　午後２時２９分

○新宮征一議長　本日の一般質問はこの程度にとどめ、本日はこれにて散会いたします。
大変御苦労さまでした。